

全 体 構 想 編

第 1 章 河南町の現況

1 - 1 河南町の広域的位置づけ

(1) 河南町の位置

本町は、大阪府の南東部、大阪市の中心部から約 25km 圏に位置し、東西 6.7km、南北 7.5km で面積は 25.26 km²となっています。西は富田林市、南は千早赤阪村、北は太子町と接するほか、東は葛城山脈が連なり奈良県御所市、葛城市に隣接しています。

主な交通機関は近鉄長野線の富田林駅、喜志駅からのバス交通であり、道路では、国道 309 号や主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線があります。

(2) 地勢

本町は、東に葛城山脈が連なり、これを背景に東から西に向けて緩やかな傾斜が続いています。町の東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっています。



第1章 河南町の現況

1 - 2 土地利用・都市基盤施設等

(1) 土地利用現況等

土地利用現況

本町の土地利用は、平成18年度都市計画基礎調査によると、町東部を金剛葛城山系が南北に広がっていることから、町域の約5割、1,206.3haが山林で占められています。また、農地が656.5ha(26.0%)で丘陵部の住宅団地や集落地を取り囲むように広がっています。

人口集中地区(DID)

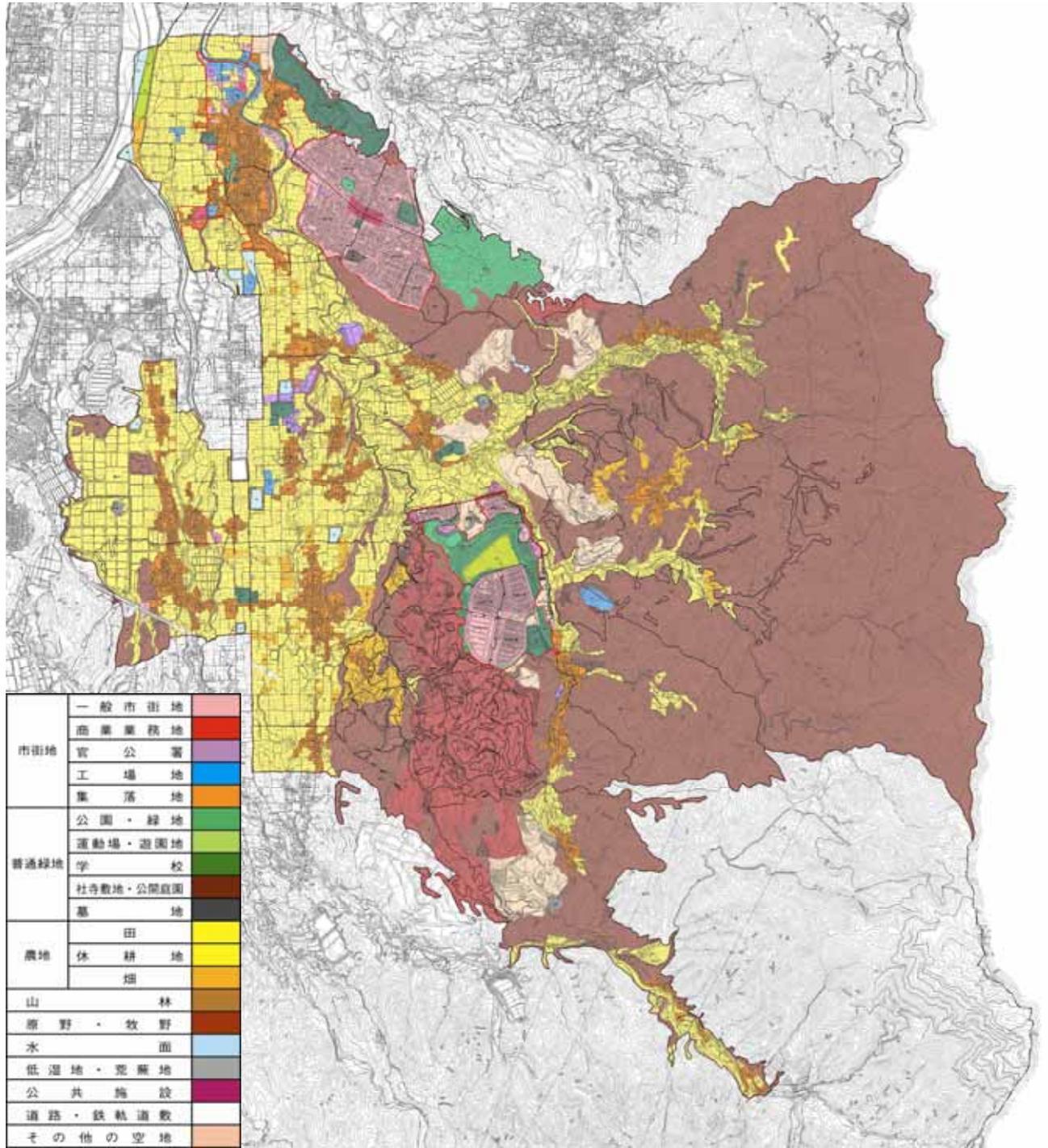
本町では、平成17年国勢調査によると、大宝地区と石川地区の既存集落地を中心とした市街化区域において人口集中地区が設定されています。設定面積は112haで、市街化区域の約5割を占めています。

注)人口集中地区とは、国勢調査の基本単位区において1ha当たり40人以上の人口密度の単位区が隣接しており、それらの人口が国勢調査時に5,000人以上有しているところをいいます。(DIDは略称。)

土地利用現況面積

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
合計	2,526	100.00
一般市街地	110	4.35
商業業務地	4	0.16
官公署	7	0.28
工場地	11	0.44
集落地	162	6.43
公園・緑地	56	2.21
運動場・遊園地	10	0.41
学校	34	1.33
社寺敷地、公開庭園	4	0.15
墓地	3	0.11
田・休耕地	608	24.08
畑	48	1.91
山林	1,206	47.76
原野・牧野	153	6.07
水面	16	0.65
低湿地・荒蕪地	0	0.00
公共施設	3	0.13
道路・鉄軌道敷	3	0.10
その他空き地	87	3.43

土地利用現況図



資料:平成 18 年度都市計画基礎調査

第1章 河南町の現況

(2) 土地利用規制

本町の東部一帯が金剛生駒紀泉国定公園(871.0ha)に指定され、ほぼ同区域に近郊緑地保全区域(776.0ha)が指定されています。

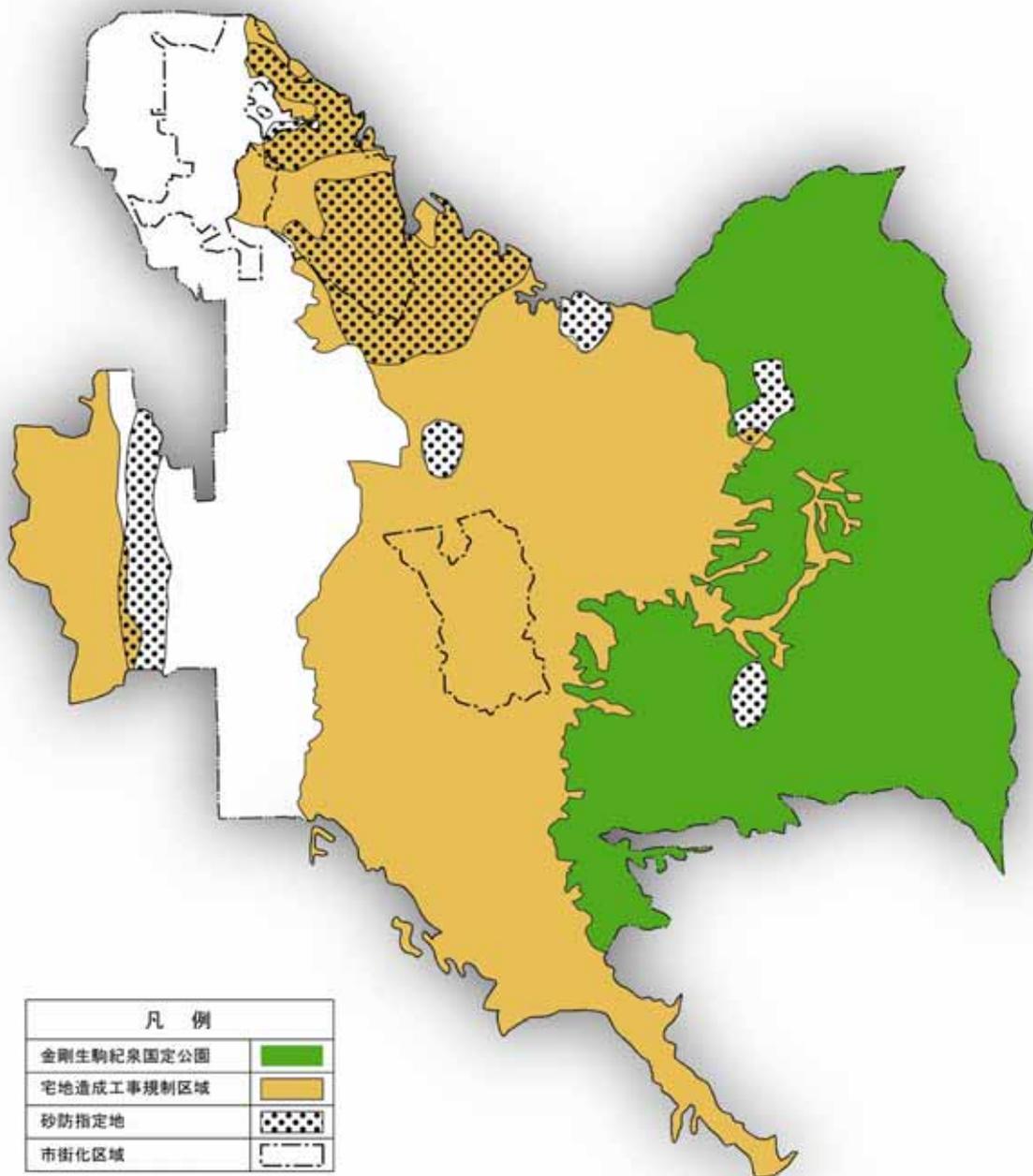
山地部と市街化区域を除いた区域が農業振興地域(1,497.0ha)となっており、この約1/4が農用地(348.0ha)に指定されています。

これ以外に、山地部と平坦部の間に挟まれた丘陵部一帯を中心として宅地造成工事規制区域(1,139.0ha)が指定されているほか、河川区域や保安林区域、地域森林計画対象民有林等の指定がなされ、金山古墳や一須賀古墳群が国の史跡に指定されています。

法規制の状況

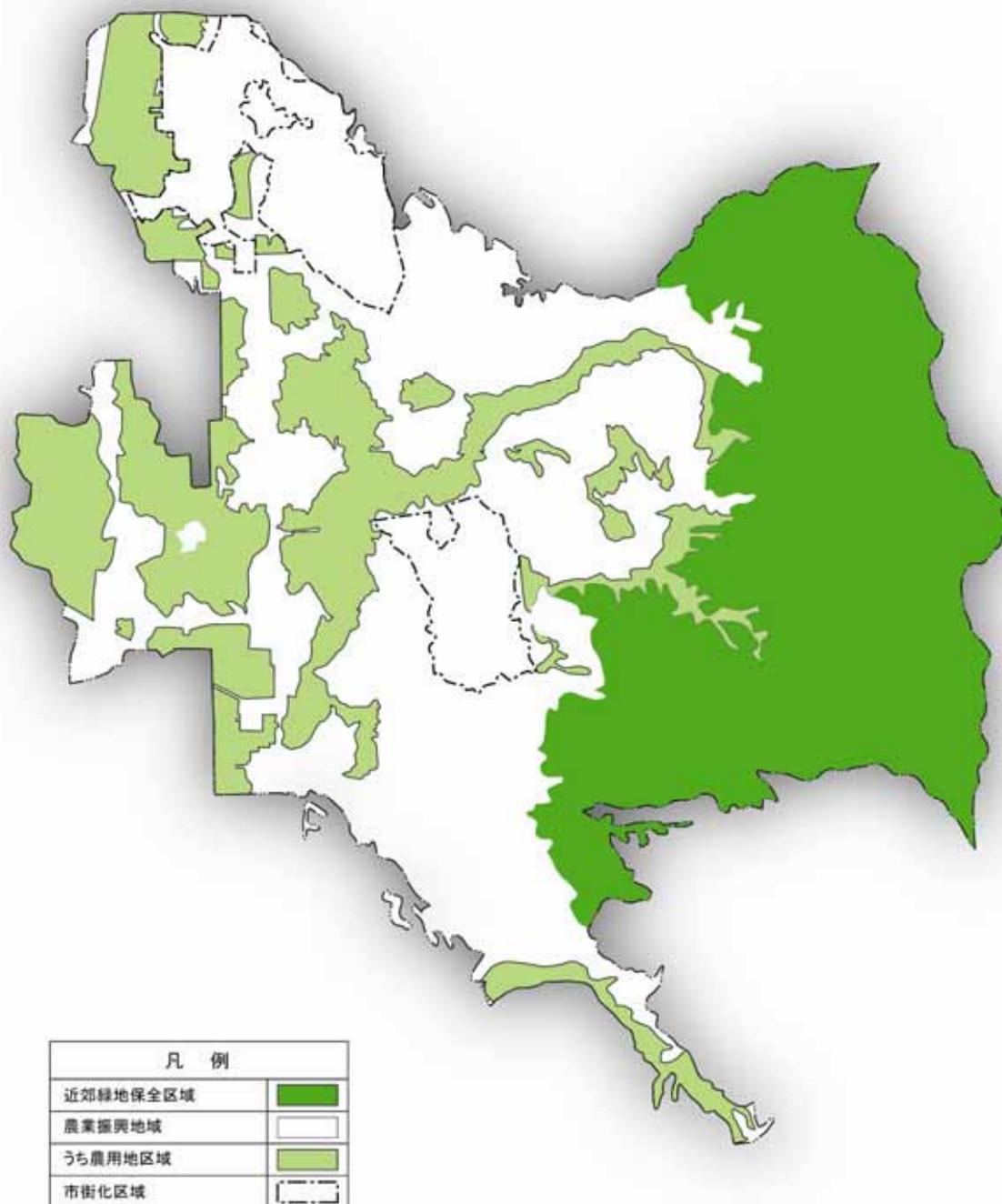
種 別	規模 (ha)	法 律 名	備 考
都市計画区域	2,526.0	都市計画法	
金剛生駒紀泉国定公園	871.0	自然公園法	
近郊緑地保全区域	776.0	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	
農業振興地域	1,497.0	農業振興地域の整備に関する法律	
農用地区域	348.0	農業振興地域の整備に関する法律	
宅地造成工事規制区域	1,139.0	宅地造成等規制法	
砂防指定地	168.7	砂防法	
急傾斜地崩壊危険区域	9箇所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
地すべり防止区域	5.9	地すべり等防止法	
河川区域	32.0	河川法	
保安林区域	356.0	森林法	
地域森林計画対象民有林	1,215.0	森林法	
史跡・名勝・天然記念物	-	文化財保護法	金山古墳、 一須賀古墳群

法規制図（その1）



第1章 河南町の現況

法規制図（その2）



(3) 都市基盤施設の現況

道路

本町の道路網として、国道については西部から南部の千早赤阪村との境界を走る国道 309 号があり、町南西部ではそのバイパス(都市計画道路大阪千早線)の整備が進められています。また、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線(山城バイパス)の太子町への延伸整備も進められています。

その他、本町を南北に縦走し、国道とともに主要な骨格軸を形成している柏原駒ヶ谷千早赤阪線のほか、富田林太子線といった主要地方道及び一般府道が 3 路線あります。しかし、これら主要道路は一部の区間が狭幅員であり、歩道の未整備区間も少なくありません。

平成 20 年 4 月 1 日現在、町道は 360 路線あり、総延長 153 km ですが、これについても住宅団地内を除き、狭幅員となっています。これらの他に、農道や林道があり、本町の道路網が構成されています。

町道の状況 平成 20 年 4 月 1 日現在

区 分	一級町道	二級町道	その他町道	計
路線数(本)	7	7	346	360
実延長(m)	12,216	11,705	129,400	153,321
改良済延長(m)	9,382	5,835	43,230	58,447
改良率(%)	76.8	49.9	33.4	38.1
舗装済延長(m)	12,216	11,571	116,073	139,860
舗装率(%)	100.0	98.9	89.7	91.2

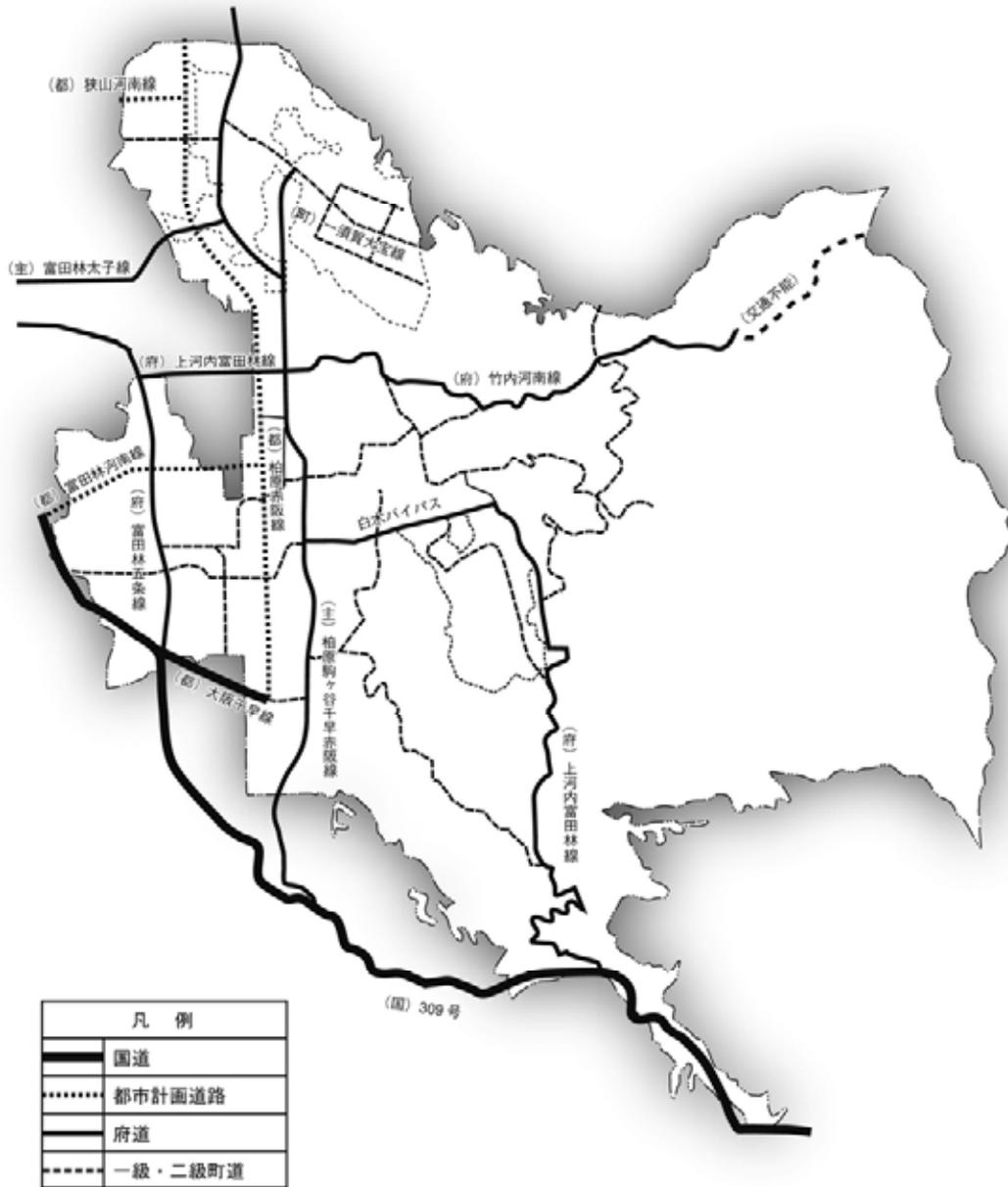
公共交通

町内に鉄軌道駅はなく、最寄の駅は富田林市にある近鉄長野線の富田林駅、喜志駅となっています。このため、町内の公共交通機関は、路線バスであり、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線等主要道路を軸として、大宝やさくら坂等の住宅団地、集落地でルートが設定されています。

しかしながら、一部の集落がバスルートに組み込まれていないほか、バスの運行時間についても、朝夕の通勤時間帯を除き大半が 1 時間に 1 本程度であり、昼間は乗降客数も少ないのが現状です。

第1章 河南町の現況

道路網図



公園

本町の都市公園としては、街区公園が 11 か所、近隣公園として石川公園、白木山公園の 2 か所、その他の都市公園が 10 か所開設されているほか、広域緑地である石川河川公園があります。

都市公園以外の主な公園としては、国指定文化財の一須賀古墳群を保存するため府立の史跡公園として整備された近つ飛鳥風土記の丘や、弘川寺周辺の山林を活用し、府民の森として整備された弘川寺歴史と文化の森、瓢形双円墳として日本最大の規模を誇り、古墳公園として整備された史跡金山古墳公園などがあります。また、市街化調整区域では、ちびっこ老人憩いの広場等が 15 か所、農村公園が 2 か所開設されています。

これらのうち石川公園は、普通河川島川を活用した親水機能を持つ公園として近隣の住民に親しまれているほか、近つ飛鳥風土記の丘は、豊かな自然と古墳群を身近に感じることができるように、散策路や展望台が整備され、町内はもとより町外からも多くの人々が訪れる広域のレクリエーション拠点となっています。また、石川河川公園は、石川の河川敷を活用し、北は大和川の接合部から南は河内長野市まで続く府立公園として、現在整備が進められています。

なお、住民一人当たりの都市公園面積（H.18.3.31 現在）は 4.31 m²であり、大阪府の平均値 5.02 m²を下回っています。

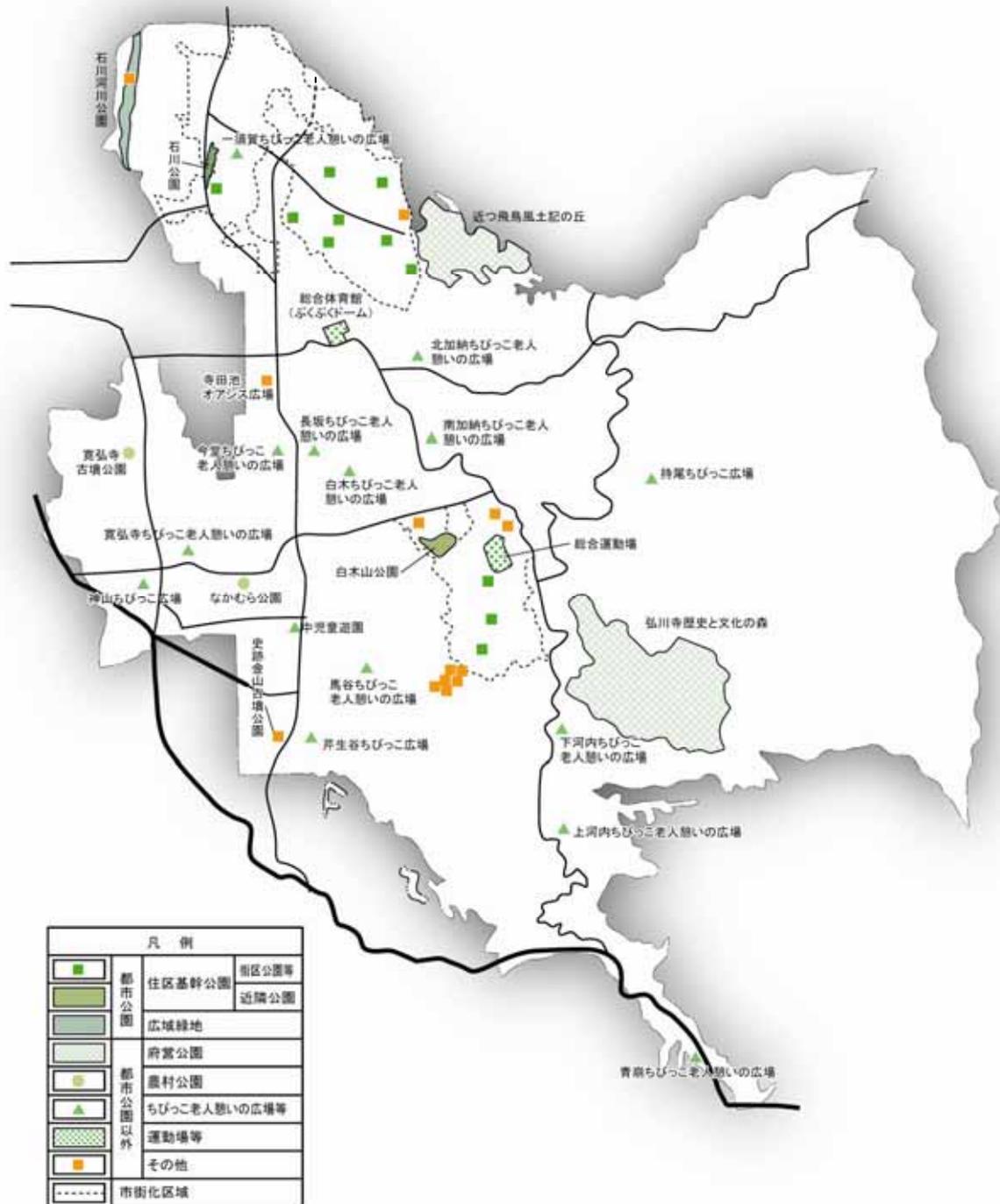
緑地

本町の公園等以外の緑地としては、金剛生駒紀泉国定公園（871ha）及び近郊緑地保全区域（776ha）に指定された金剛葛城の山林があげられ、行政区域面積の約 1/3 を占めています。これ以外の山林や農用地区域（348ha）を主体とする農地、河川等を含めると本町の約 8 割が広義の緑地で占められます。

また、社寺境内地や墓地、役場や学校等の公共公益施設の植栽地等も住民が身近に感じることができ、生活環境を向上させる緑地として重要な役割を担っています。

第1章 河南町の現況

都市公園等位置図



上水道

上水道は、第三次拡張事業計画を平成 22 年度を最終年度として進めており、山地部と丘陵部（一部除く）を除く区域を給水区域としています。

第三次拡張事業計画における一日の給水量は 10,700 m³、その配分量は府営水から 7,800 m³、自己水が 2,900 m³となっています。自己水については、年々取水量が枯渇していますが、井戸の掘り替え等により自己水の安定確保に努めています。また、府営水については、高度浄水処理システムにより、安全でおいしい水の供給が図られています。

平成 20 年度末の整備状況は、給水戸数 5,705 戸、給水人口 16,563 人、普及率 99.3%、年間総給水量 1,938 千 m³です。過去 10 年間の推移をみると、給水区域内人口の増加により、総給水量は増加しています。

簡易水道

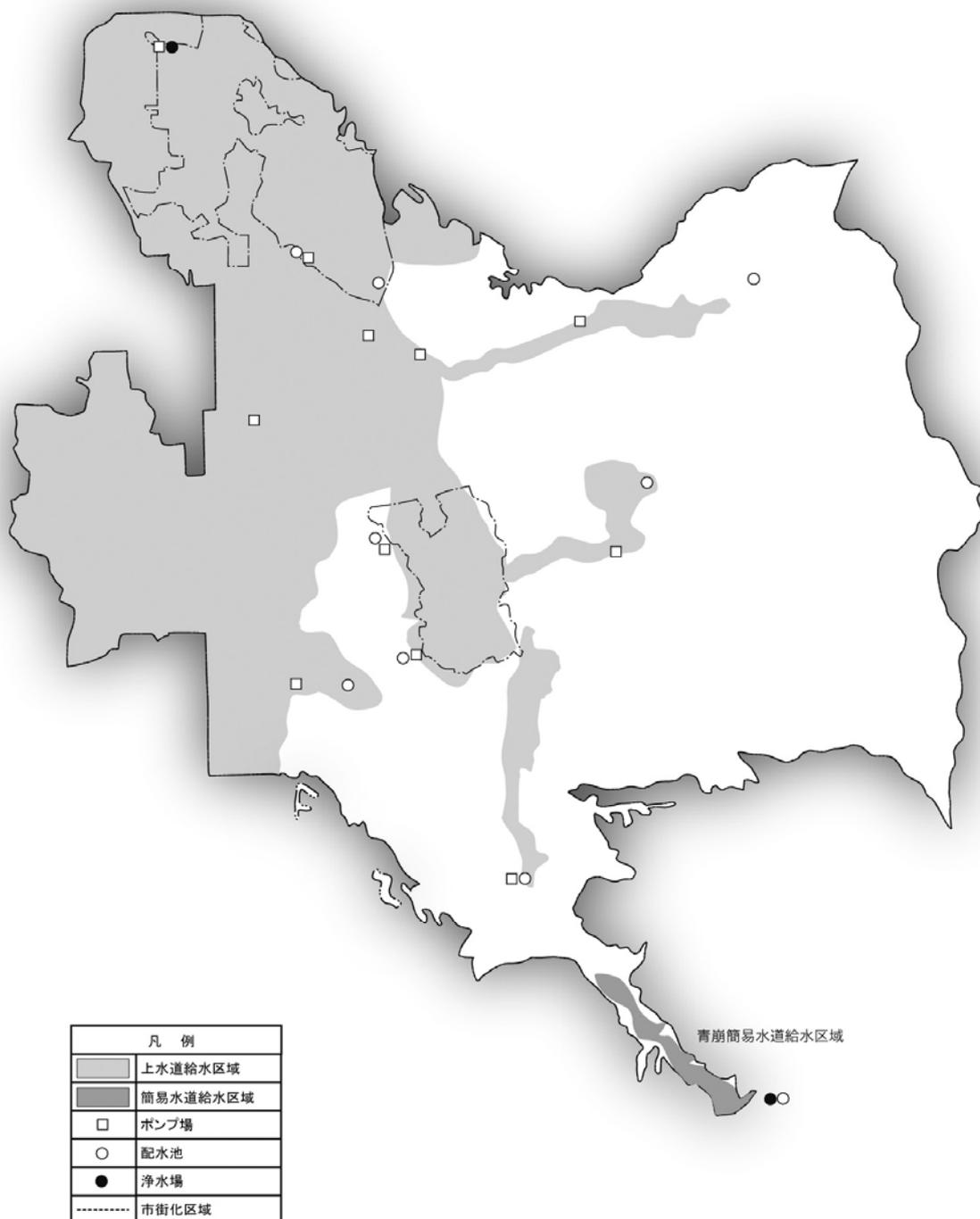
簡易水道は、青崩地区において水の供給を図るため、開設しています。

水源・水質については、危機管理体制の強化を図り、安全でおいしい水の供給に努めています。

平成 20 年度末の整備状況は、給水戸数 39 戸、給水人口 108 人、普及率 100.0%、年間総給水量 11 千 m³となっています。

第1章 河南町の現況

水道施設図



公共下水道

本町では、平成 16 年 3 月に改定された「河南町下水道基本計画」に基づき、下水道整備を進めています。

下水道の全体計画については、計画区域の一部が河南町生活排水対策推進計画の対象区域となったため、全体計画区域を見直します。

汚水

全体計画のうち、市街化区域と既存集落を含めた 413ha が都市計画決定（平成 19 年 3 月 30 日）され、事業認可区域は 378ha（下水道法）となっています。汚水の整備状況は、市街化区域の石川地区はほぼ完了し、また、大宝、さくら坂、さくら坂南及び鈴美台地区は完了しました。市街化調整区域では、神山、寛弘寺、寺田地区については概ね完了し、現在は白木、加納地区を中心に整備を進めており、引き続いて中地区方面へと整備拡大を図ります。

また、平成 21 年 4 月 1 日現在での普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は 84.9%となっています。

現在、「水洗便所改造資金助成金」、「融資あっ旋」などにより、水洗化の促進を図っています。

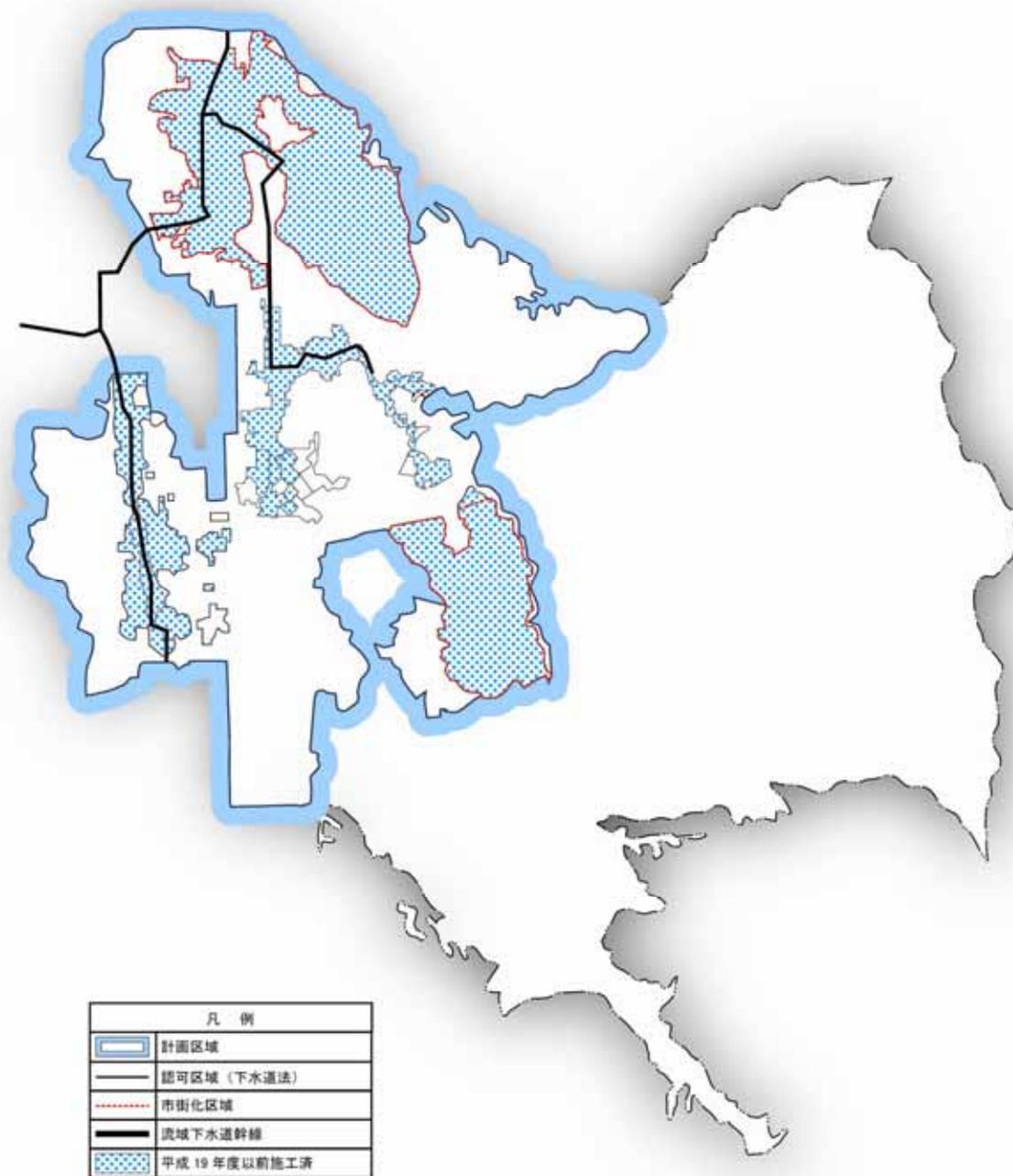
近年、河川を中心に生活雑排水の流入等により、水の汚れが目立ってきており、下水道の整備促進とともに住民の理解と協力による水洗化の向上が必要とされています。

雨水

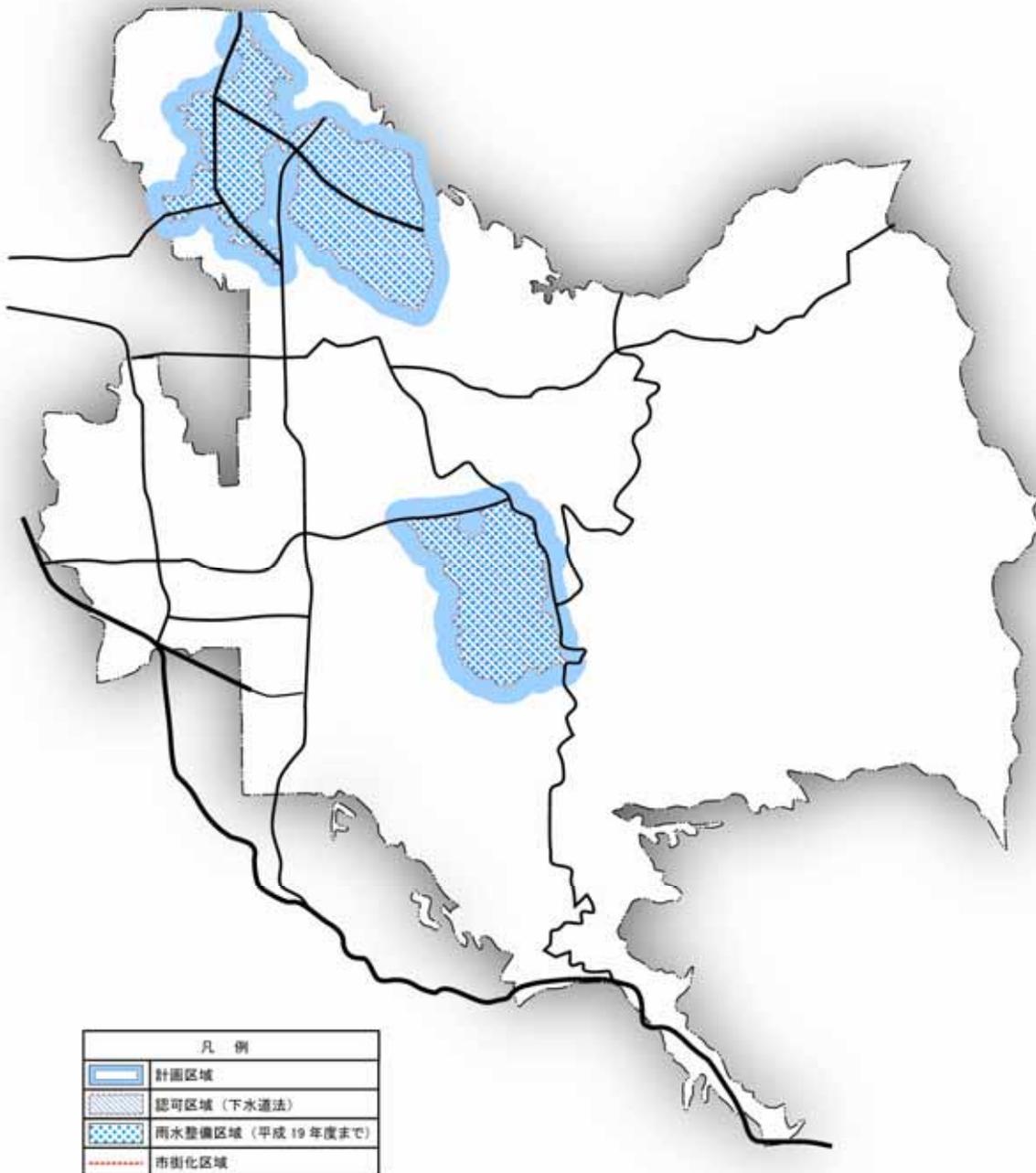
雨水については、石川、大宝、さくら坂及び鈴美台地区を含めた市街化区域内の 236ha を都市計画決定（平成 19 年 3 月 30 日）し、事業認可区域（下水道法）は 194ha で、市街化区域内を対象に雨水対策を進めています。

第1章 河南町の現況

公共下水道図（汚水）



公共下水道図（雨水）



第1章 河南町の現況

合併処理浄化槽

小型合併浄化槽

公共下水道の計画区域外（持尾、青崩地区）を対象地域に、平成7年度より合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。また、平成18年からは平石、弘川、下河内、上河内地区を対象地域に追加し、事業を実施しています。平成20年度末までに72基が設置されています。

小型合併浄化槽の設置状況

区 分	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽	計
平成7年度				4		1	5
平成8年度				3		1	4
平成9年度				3		1	4
平成10年度	2	8	2	2			14
平成11年度	1	4	1			1	7
平成12年度			5				5
平成13年度			1				1
平成14年度			1				1
平成15年度	2		3				5
平成16年度							0
平成17年度	1		4			1	6
平成18年度	2		4			2	8
平成19年度	1		5				6
平成20年度			4			2	6
計	9	12	30	12	0	9	72

河川

本町の河川は大和川水系に属し、大きく分けて梅川流域と千早川流域に分類されます。

一級河川としては、石川、梅川、千早川、水越川の4河川があります。準用河川としては、梅川、天満川の2河川があり、また、普通河川としては、梅川、天満川、島川、馬谷川、竹の谷川、平石川、笠石川の7河川があります。

一級河川石川は、「石川あすかプラン」に基づき防災面と景観面に配慮して府営石川河川公園の整備が進められています。また、一級河川梅川は、石川との合流から改修が進められ、現在町域の下流付近が整備中となっています。

準用河川天満川についても、順次、改修を進めています。

第1章 河南町の現況

河川図



(4) その他の都市施設等の現況

ごみ焼却施設

ごみ処理は、広域行政として南河内清掃施設組合の清掃工場で行っていますが、増大するごみの排出量に対処するために第 2 清掃工場が平成 11 年度に完成し、平成 12 年 4 月から稼働しています。

社会福祉施設

保育所

本町には、中央保育所が 1 か所あり、平成 21 年 4 月現在で入所児童数は 139 人で、職員数は所長 1 名、保育士 10 名、栄養士 1 名となっています。

当該保育所では 0 歳児～ 5 歳児までを対象に保育実施しており、保育所の入所児童は、年々増加傾向にあります。

その他の施設

本町には、老人福祉施設として特別養護老人ホーム「菊水苑」と「あんり」及び経過的軽費老人ホーム「河南荘」があります。特別養護老人ホーム「菊水苑」は、社会福祉法人成和会により運営され、定員は 80 名で、特別養護老人ホーム「あんり」は社会福祉法人カナンにより運営され、定員は 80 名で、ともにデイサービスセンター等が併設されています。経過的軽費老人ホーム「河南荘」は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団により運営され、定員は 50 名となっています。

また、障がい者施設として、障がい者福祉作業所「わかば作業所」や社会福祉法人「あすかの会」が運営する知的障がい者通所授産施設「あすかの園」(定員 30 名)があり、知的障がい者入所更生施設として「草笛の家」(定員 50 名)が運営されています。

第1章 河南町の現況

教育施設

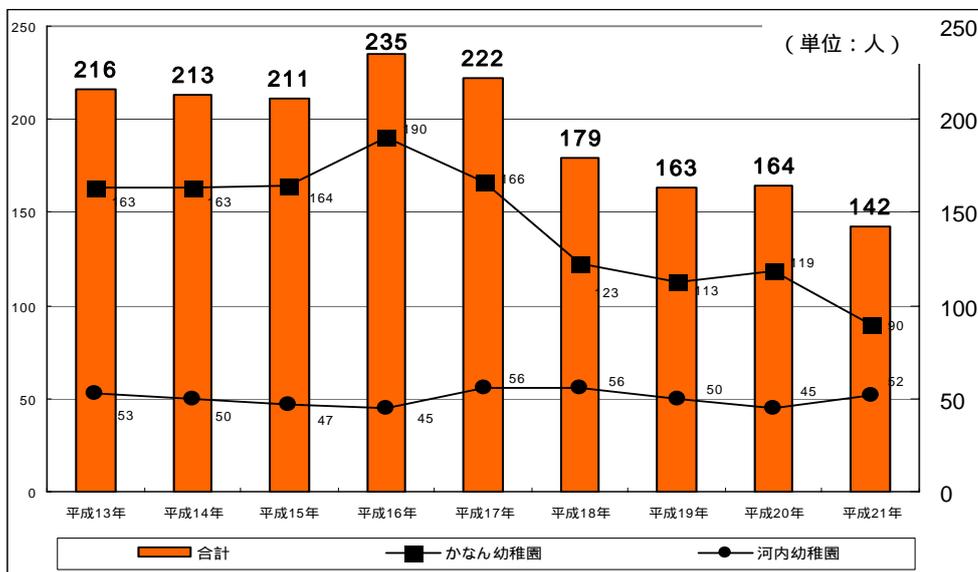
幼稚園

本町には、幼稚園が2園あります。

平成21年5月1日現在、園児数は148人、クラス数は7クラスです。各幼稚園別には、河内幼稚園が52人、かなん幼稚園が96人となっています。

過去の推移をみると、近年減少の傾向にあります。

幼稚園園児数の推移



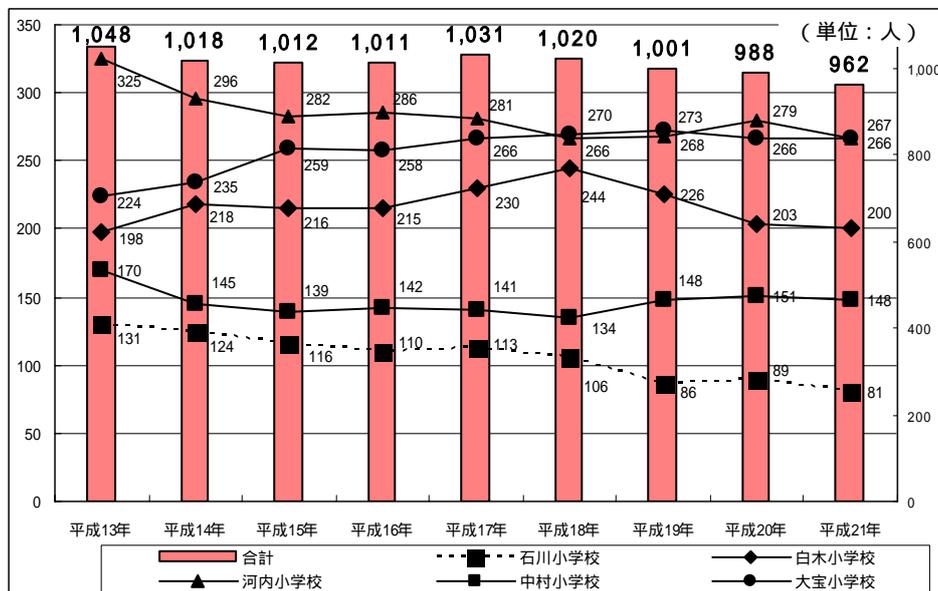
資料：河南町

小学校

本町には小学校が5校設置されており、平成21年5月1日現在の児童数、学級数は、962人、42クラスとなっています。各小学校における児童数は、石川小学校が81人、白木小学校が200人、河内小学校が267人、中村小学校が148人、大宝小学校が266人であり、クラス数は石川小学校6クラス、白木小学校7クラス、河内小学校が11クラス、中村小学校が6クラス、大宝小学校12クラスとなっています。

近年の少子化の影響などから、児童数の減少がみられ、学校の小規模化が進んでいます。次代を担う子どもたちへの未来像を見つめ、より良い教育環境と効果的な学校教育の実現に向けた適正規模・適正配置について種々検討を行い、第1期分として、平成23年4月1日をもって、石川小学校と大宝小学校を統合し新校を設置することが決まっています。

小学校の児童数の推移



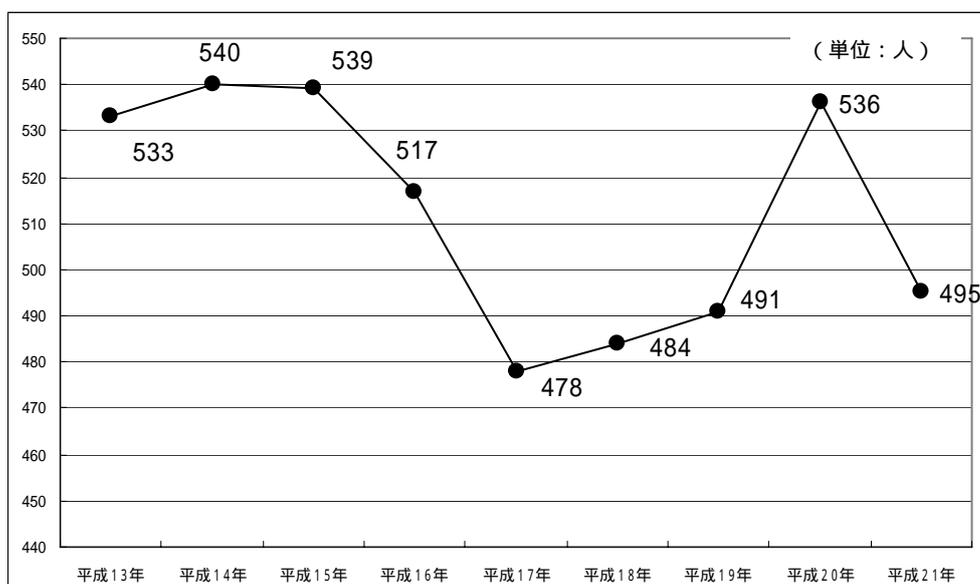
資料：河南町、大阪府統計年鑑

中学校

中学校は、河南町立中学校が1校のみであり、平成21年5月1日現在、生徒数は495人、クラス数は15クラスとなっています。

平成17年以降生徒数の増加が見られましたが、平成21年度に減少に転じており、少子化の影響から減少傾向が続くことが予測されます。

中学校の生徒数の推移



資料：河南町

第1章 河南町の現況

生涯学習関連施設

社会教育施設

社会教育施設としては、老若男女の幅広い層を対象とした各種の講座・教室を年間を通じて開催している中央公民館や大宝地区公民館があります。

また、中央公民館図書室は、平成7年12月に旧役場庁舎1階を改装し、規模・内容とも一新したことにより、施設の利用が伸びています。

このほか、野外活動施設として7～9月に開場しているかつらぎ自然の家があります。

社会体育施設

社会体育施設としては、平成7年に開館した総合体育館(ぶくぶくドーム)や、平成10年に一新したプール、平成6年にナイター照明と観覧席を備えオープンした総合運動場、砂入り人工芝でナイター照明付きのテニスコート、石川河川敷を利用した石川スポーツ公園のほか、青少年スポーツセンター、町民体育館等があります。これらスポーツ施設の充実により、全体的に利用者が伸びてきています。

消防

消防施設

本町では消防本部のほか、初期消火体制として消防団が組織されており、各分団に小型消防車や資機材を保管する消防車庫が5箇所に設置されています。

消防庁舎及び分団詰所の概要

名 称	所在地	規模	
		面積	階数
消防本部消防庁舎	白木1279-1	791m ²	3階
石川分団詰所	大ヶ塚71-2	60m ²	2階
白木分団詰所	白木1252	33m ²	1階
河内分団詰所	弘川18	88m ²	2階
中分団詰所	神山19-6	60m ²	2階
大室分団詰所	大室1-2-4	39m ²	1階

消防水利

効率の良い消火活動を行うため、消火栓や防火水槽の設置に努めています。また、平成7年1月の阪神淡路大震災の教訓をもとに、耐震型防火水槽の設置を順次進め、ため池や河川、水路についても、消防水利への活用を念頭においてその整備に取り組んでいます。

消防水利の状況

(平成21年3月現在)

区 分	設置基数(公設)	設置基数(私設)	合 計
消火栓	356基	3基	359基
防火水槽	39基(うち耐震型14基)	10基	49基(うち耐震型14基)

防災施設

災害時における一次避難地として学校等の町内公共施設等が25箇所指定されている他、33箇所の避難所があり、緊急時の住民の安全を確保する体制が整備されています。

第1章 河南町の現況

一時避難地

施設名	所在地	収容可能人数	小学校区
石川小学校運動場	一須賀76	1,760	石川小学校区
石川公園	一須賀19-1	790	
大ヶ塚公園	大ヶ塚71-1	630	
大阪芸術大学グラウンド	東山469	7,450	
町立中学校運動場	白木1285	5,060	白木小学校区
白木小学校運動場	加納740	2,430	
鈴美台公園	鈴美台1-2-1	350	
鈴美台南公園	鈴美台1-8-13	100	
鈴美台西公園	鈴美台3-1-6	270	
河内小学校運動場	さくら坂1-1-1	2,440	
さくら坂南公園	さくら坂2-3-1	350	
さくら坂北公園	さくら坂3-1-1	640	
さくら坂中央公園	さくら坂4-14-2	1,190	
町立総合運動場	さくら坂5-1	10,600	
白木山公園	さくら坂5-5-3	4,860	
中村小学校運動場	神山19	2,300	中村小学校区
なかむら公園	中73-1	1,150	
大宝小学校運動場	大宝3-4-1	5,590	大宝小学校区
大宝西公園	大宝1-18-1	750	
大宝中央公園	大宝1-29-2	660	
ネオポリス公園	大宝2-8-1	3,020	
大宝北公園	大宝3-11-1	970	
大宝南公園	大宝4-7-9	730	
大宝東公園	大宝4-23-1	930	
大宝3丁目東公園	大宝3-41-53	240	
合計		55,260	

* 一次避難地収容人員は、敷地面積の60%を収容できる面積として1人につき、1.5㎡を必要面積として算定。但し収容可能面積60%以下の施設については実有効面積から算定した。

避難所

施設名	所在地	収容能力	小学校区
石川小学校	一須賀76	410	石川小学校区
河南ふれあいセンター	大ヶ塚110	80	
一須賀地区・老人集会所	一須賀662-1	40	
大ヶ塚地区・老人集会所	大ヶ塚316	40	
山城地区・老人集会所	山城747-15	30	
大阪芸術大学総合体育館 第1アリーナ	東山469	420	
町立中学校	白木1285	1,425	白木小学校区
白木小学校	加納740	540	
農村環境改善センター	白木1388	200	
中央公民館	白木1257-1	100	
中央保育所	白木1249-2	120	
寺田地区・老人集会所	寺田460-5	30	
北加納地区集落センター	加納42-1	35	
南加納地区・老人集会所	加納688	30	
白木地区・老人集会所	白木440-1	20	
長坂地区・老人集会所	白木24	20	
今堂地区・老人集会所	白木1170	30	
鈴美台3丁目地区集会所	鈴美台3-1-7	20	
保健福祉センター	白木1371	1,010	
河内小学校	さくら坂1-1-1	1,010	
河内幼稚園	さくら坂1-1-2	150	
持尾地区集落センター	持尾1042-1	50	
さくら坂地区集会所	さくら坂4-14-1	100	
中村小学校	神山19	710	中村小学校区
中地区・老人集会所	中758-1	45	
馬谷地区・老人集会所	中1179-2	25	
芹生谷地区・老人集会所	芹生谷230	20	
神山地区・老人集会所	神山453-3	40	
農村活性化センター	神山523-1	80	
大宝小学校	大宝3-4-1	980	大宝小学校区
かなん幼稚園	大宝1-29-1	185	
大宝地区公民館	大宝1-2-4	165	
大宝地区北集会所	大宝3-41-51	25	
合計		8,185	

* 避難所の面積は、避難者1人あたりの必要面積を3㎡とし、避難所として活用できる割合を建物床面積の60%として算定した。

第1章 河南町の現況

文化財

金山古墳をはじめ文化財保護法指定による文化財が史跡2、重要文化財6、旧重要美術品等保存に関する法律による認定された文化財として、宝物類1、建造物2があります。このうち、金山古墳は、全国的にも珍しい瓢形双円墳として日本最大の規模を誇り、周囲に休憩所を設置し、古墳公園として広く公開しています。また、一須賀古墳群は、河内三大古墳群の一つで、府立の史跡公園近つ飛鳥風土記の丘が整備されています。29ha(町域外含む)の園内には102基の古墳があり、そのうち40基が整備されています。隣接地には、古墳時代から飛鳥時代にかけての文化遺産を中心に展示している近つ飛鳥博物館もあります。

また、大阪府文化財保護条例に基づくものが、有形文化財11、史跡3、天然記念物1があります。これら文化財を所蔵し、また境内地が府指定史跡である弘川寺や高貴寺は、役行者が開基したものであり、特に、弘川寺は西行法師終焉の地として知られ、その境内に樹齢約350年の「かいどう」があります。

なお、本町には指定文化財以外にも歴史的価値の高い資源があり、その一つとして寺内町「大ヶ塚」があげられます。このほか、楠木正成の支城とされる持尾城跡、巨岩や奇岩が並び、献灯祭等の古習を伝える磐船神社などもあります。

開発状況

これまで本町において行われた主な開発としては、次のようなものがあります。

開発状況

区分	地区の名称	開発区域面積	開発許可年月日	完了公告年月日	備考
住宅地	阪南ネオポリス	18.3ha	昭和44年11月7日	昭和57年10月15日	土地区画 整理事業 (大宝地区)
	第二阪南ネオポリス	55.6ha	昭和45年11月4日	昭和58年2月16日	
	さくら坂地区	62.6ha	昭和60年12月12日	平成4年2月12日	開発許可
	鈴美台1丁目地区	2.5ha	平成7年11月29日	平成8年8月12日	開発許可
	鈴美台3丁目地区	2.3ha	平成9年7月29日	平成9年7月29日	開発許可
	大宝3丁目東地区	1.4ha	平成9年1月30日	平成10年5月8日	開発許可
	さくら坂南地区	6.0ha	平成18年4月19日	平成19年5月7日	開発許可
ゴルフ場	ワールドカントリークラブ	119.0ha	平成5年3月30日	平成9年10月29日	開発許可
	ゲッロワールドゴルフ倶楽部(中コース)	26.5ha	昭和52年9月13日	昭和56年9月21日	開発許可
大学	大阪芸術大学	21.0ha	平成6年10月24日	平成10年8月17日	開発許可

開発状況図



第1章 河南町の現況

1 - 3 都市計画

(1) 都市計画区域

大阪府では、33市9町1村が4都市計画区域として指定され、本町は南部大阪都市計画区域に位置しています。

都市計画区域では、各種の都市計画が定められ、都市計画事業等が実施されています。

(2) 土地利用に関する都市計画

土地利用に関する都市計画としては、市街化区域及び市街化調整区域や地域地区などがあります。本町では、市街化区域及び市街化調整区域と、地域地区のうち用途地域、高度地区が定められており、その内容は次のとおりです。

市街化区域及び市街化調整区域

本町では、町域全域が都市計画区域となっており、このうち市街化区域が236ha、市街化調整区域が2,290haとなっています。

用途地域・高度地区

用途地域は、それぞれの地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することにより、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められます。用途地域には12種類あり、本町においては、このうち6種類が指定されています。

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるものですが、本町においては、建築物の高さの最高限度を定めており、3種類の高度地区を指定しています。



第1種低層住居専用地域

低層住宅に係る良好な環境を保護する地域



第1種住居地域

住居の環境を保護する地域で大規模な店舗、事務所
の立地を制限する地域



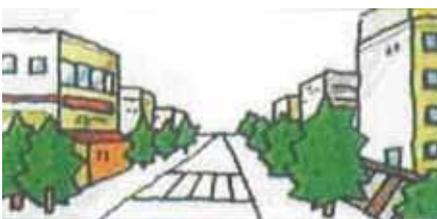
第1種中高層住居専用地域

中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域



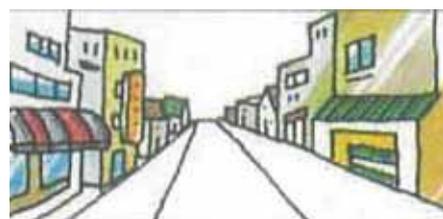
第2種住居地域

主に住居の環境を保護する地域で大規模な店舗、
事務所などが建てられる地域



第2種中高層住居専用地域

主に中高層住宅に係る良好な環境を保護する地域
で、一定の店舗、事務所などが建てられる地域



近隣商業地域

住民のための店舗、事務所等の利便を増進する地域

第1章 河南町の現況

用途地域・高度地区一覧 平成21年3月現在

用途地域	面積	その他の地域・地区
第1種低層住居専用地域	95.4ha	第1種高度地区
	1.4ha	
第1種中高層住居専用地域	1.6ha	第2種高度地区
第2種中高層住居専用地域	33.9ha	第2種高度地区
第1種住居地域	69.5ha	第3種高度地区
	20.8ha	
第2種住居地域	11.8ha	第3種高度地区
近隣商業地域	1.2ha	
市街化区域 計	235.6ha	

(3) 都市施設

都市施設とは、道路、公園・緑地、下水道などの都市生活や都市機能の維持にとって必要な施設で、都市の骨格となるものを、必要に応じて都市計画で定めます。

都市計画道路

道路は、都市構造の骨格を形成するとともに、日常生活及び産業活動のための交通空間として重要な役割を果たしています。また、避難路、火災延焼防止等の遮断空間としての防災空間、採光・通風などとしての生活環境空間、上下水道、架線等公共公益施設の収容空間など、極めて多様で重要な機能をもっています。

本町では、骨格となる道路として、次の4路線が都市計画決定されており、現在、大阪千早線が事業中です。

都市計画道路一覧 (平成21年3月現在)

路線名	計画決定 年月日	計画幅員	計画延長	事業中 延長	供用済 延長	未着手 延長
柏原赤阪線	昭和45年6月12日	25m	4,750m			4,750m
狭山河南線	昭和45年6月12日	25m	390m			390m
大阪千早線	昭和45年6月12日	20m	1,320m	830m	490m	0m
富田林河南線	昭和45年6月12日	16m	1,350m			1,350m
合計			7,380m	420m	470m	6,490m

注：大阪千早線については、千早赤阪村区域分を含む

都市計画公園・緑地

公園・緑地は、無秩序な市街化の防止、良好な風致・景観を備えた地域環境の形成、自然とのふれあいを通じた心身とも豊かな人間形成への寄与や、スポーツ・レクリエーション、避難・救援活動の場の提供、さらには大気浄化、防音など非常に多くの複合した目的をもつ都市の根幹的な施設です。

本町では、次のように 14 か所の公園・緑地が都市計画決定されています。

都市計画公園・緑地一覧

(平成 21 年 3 月現在)

区 分	名 称	所 在 地	都市計画決定		開設年度	開設面積
			告示年月日	面積		
街区公園	大宝西公園	大宝1-18-1	昭和56年2月28日	0.27ha	昭和51年	0.27ha
	大宝ネオポリス公園	大宝2-8-1	昭和56年2月28日	0.75ha	昭和51年	0.75ha
	大宝南公園	大宝4-7-9	昭和56年2月28日	0.18ha	昭和51年	0.18ha
	大宝北公園	大宝3-11-1	昭和56年2月28日	0.31ha	昭和51年	0.31ha
	大宝東公園	大宝4-23-1	昭和56年2月28日	0.39ha	昭和51年	0.39ha
	大ヶ塚公園	大ヶ塚71-1	昭和57年2月22日	0.16ha	昭和59年	0.16ha
	大宝中央公園	大宝1-29-2	平成7年3月2日	0.18ha	昭和51年	0.18ha
	大宝公園	大宝5-9-1	平成7年3月2日	0.18ha	昭和51年	0.18ha
	さくら坂中央公園	さくら坂4-14-2	平成7年3月2日	0.41ha	平成5年	0.41ha
	さくら坂南公園	さくら坂2-3-1	平成7年3月2日	0.19ha	平成5年	0.19ha
さくら坂北公園	さくら坂3-1-1	平成7年3月2日	0.18ha	平成5年	0.18ha	
近隣公園	石川公園	一須賀19-1	平成4年1月13日	1.0ha	平成9年	1.0ha
	白木山公園	さくら坂5-5-3	平成7年3月2日	2.1ha	平成5年	2.1ha
広域緑地	石川河川公園	山城・一須賀外	平成4年1月13日	5.6ha	平成7年	1.0ha
計				11.9ha		7.30ha

公共下水道

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて、公共用水域の水質保全に資することを目的として計画されています。

本町においては、大和川下流東部流域下水道に接続する公共下水道として、平成元年度から事業を進め、平成 21 年 4 月 1 日現在、普及率(行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合)は 84.9%となっています。

第1章 河南町の現況

(4) 地区レベルの都市計画

地区レベルの都市計画としては、地区計画制度等があります。

地区計画は、適正な施設配置、美しい街並みなど、比較的規模の小さな「地区」を単位として都市環境を整えようとする、従来の都市計画と個々の建築物規制の中間に位置する制度です。

地区の状況や特性に応じて、地区レベルで必要な細街路や公園等の施設(地区施設)の配置及び建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を一体的、総合的な計画として定め、届出・勧告制度や建築条例の制定により、区域内における開発行為、建築行為等をその計画内容に沿って規制・誘導することにより、計画の実現化を図ります。

本町では、さくら坂・鈴美台地区、大宝地区及び一須賀、東山の両地区の一部において当該制度を活用しています。

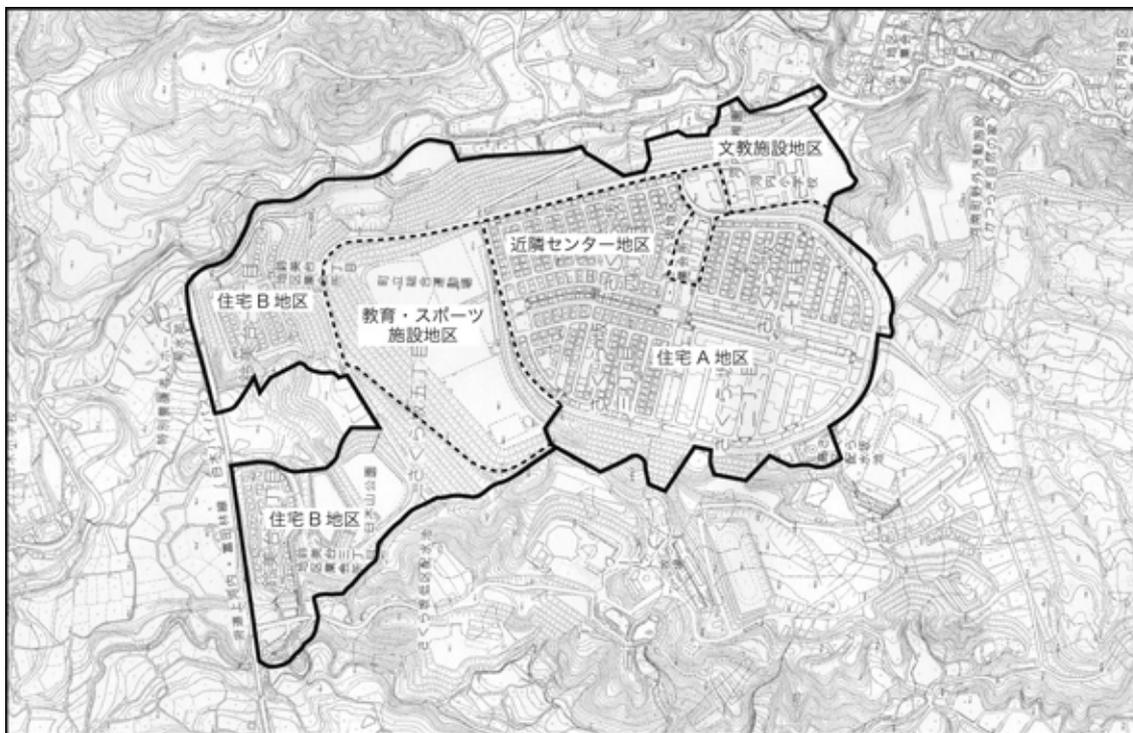
なお、さくら坂地区については、建築基準法に基づく建築協定も締結されています。

建築協定は、環境の保全や改善のため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態や協定の有効期限などを定めるもので、住民の自発的な合意によって協定をつくり、自主運営していくものです。本町では、さくら坂地区のほか、さくら坂南地区でも建築協定が締結されています。

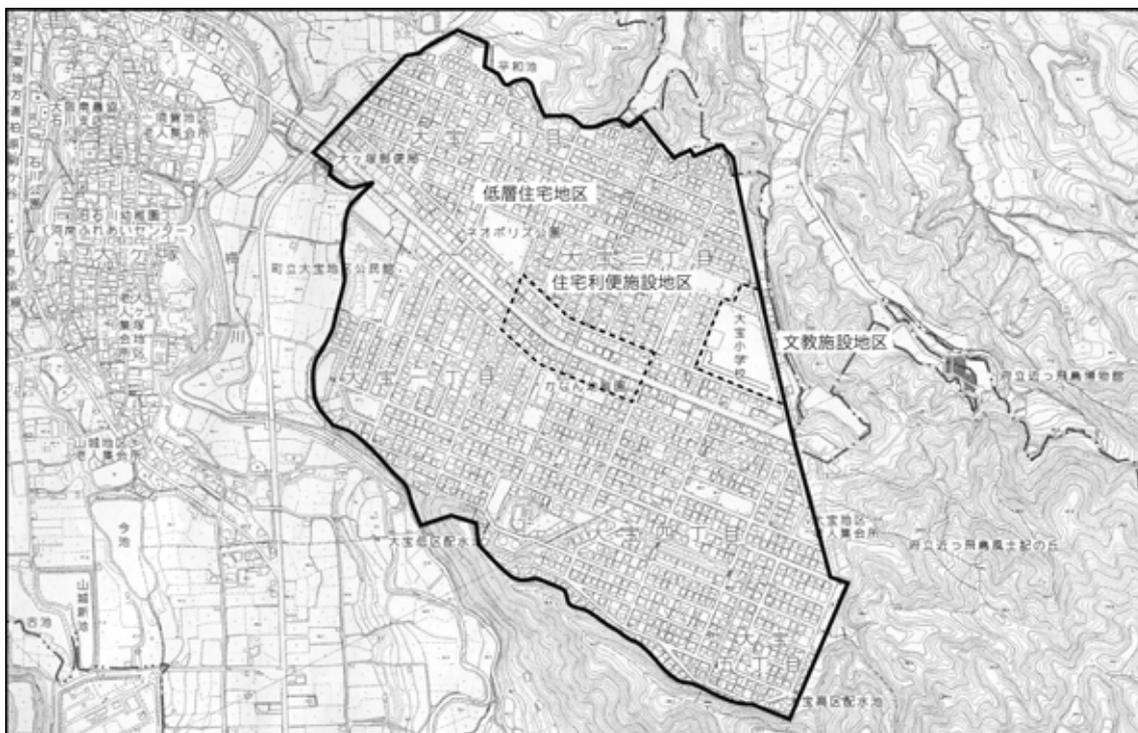
地区計画

名称	面積	地区計画の目標
さくら坂・加納地区地区計画	70.3ha	開発行為の適切な誘導及び建築物等の規制・誘導により、魅力ある住宅地形成を促し、地区全体として調和のとれた緑豊かで快適な住環境の形成を図る。
大宝地区地区計画	73.6ha	建築形態の多様化に対応した住宅市街地の形成を図るとともに、敷地面積の最低限度や建築物の用途の制限等を定めることにより、良好な住環境の確保を図る。
大宝三丁目東地区地区計画	1.4ha	地区全体に低層住宅地にふさわしい建築物等の制限を定め、地区の良好な住環境の維持・保全を図る。
一須賀北地区地区計画	2.8ha	周辺の集落環境との調和に配慮した緑豊かで良好な住宅系市街地の形成を目指す。
東山北地区地区計画	3.1ha	周辺の集落環境との調和に配慮した緑豊かで良好な住宅系市街地の形成を目指す。
鈴美台二丁目南地区地区計画	0.5ha	周辺の優良な自然環境や景観とも調和する低層住宅地に相応しい建築物等の制限を定め、良好な居住環境の形成を目指す。

さくら坂・加納地区地区計画区域図



大宝地区地区計画区域図

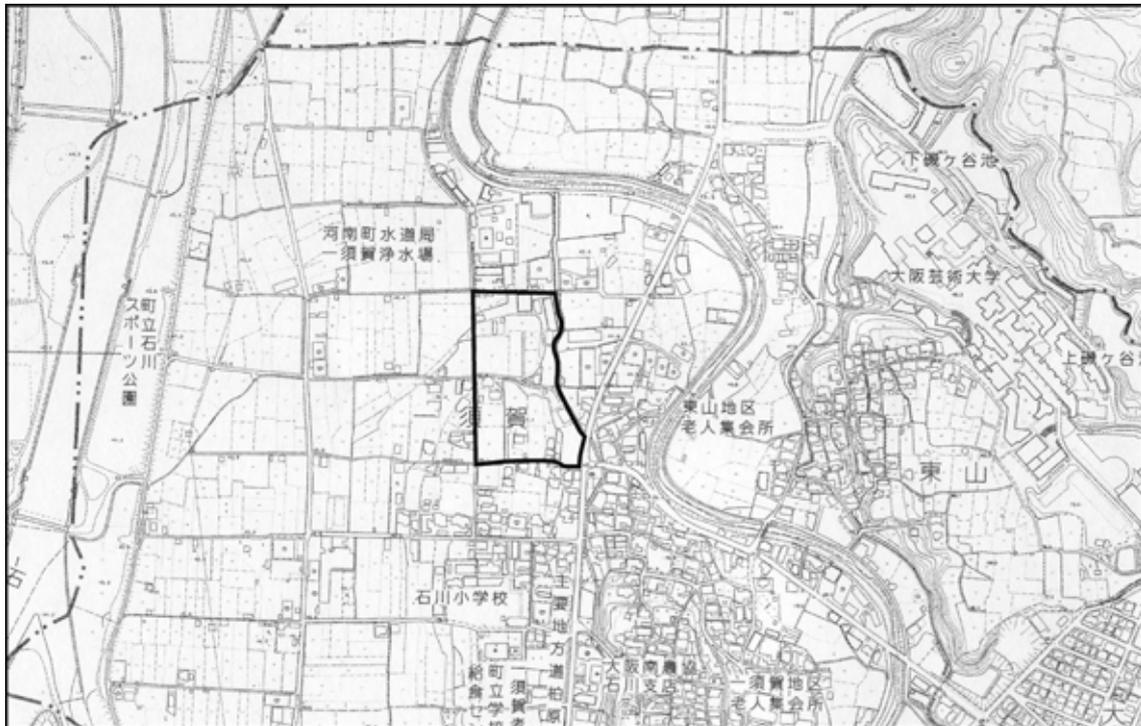


第1章 河南町の現況

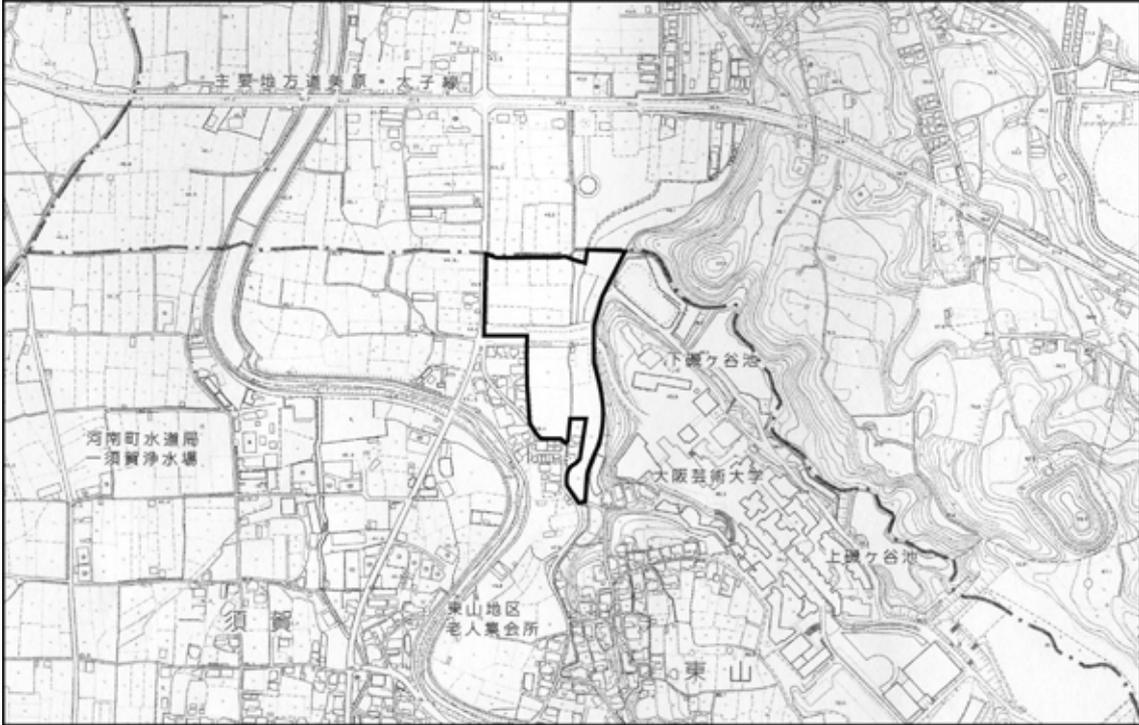
大宝三丁目東地区地区計画区域図



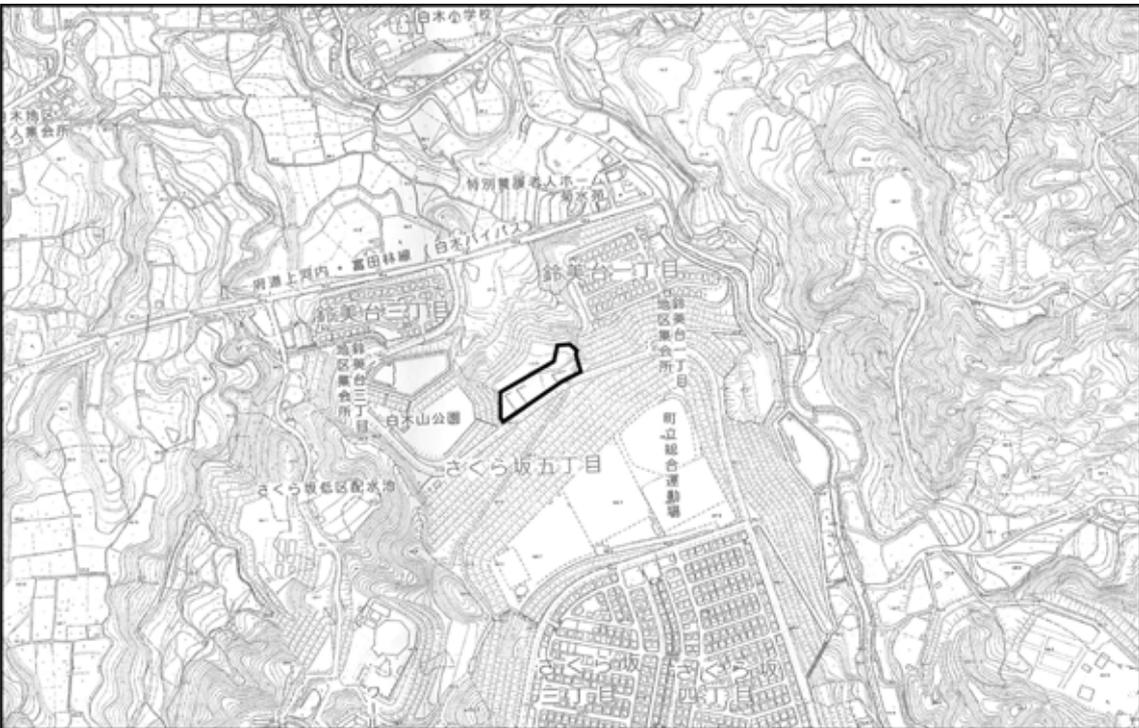
一須賀北地区地区計画区域図



東山北地区地区計画区域図

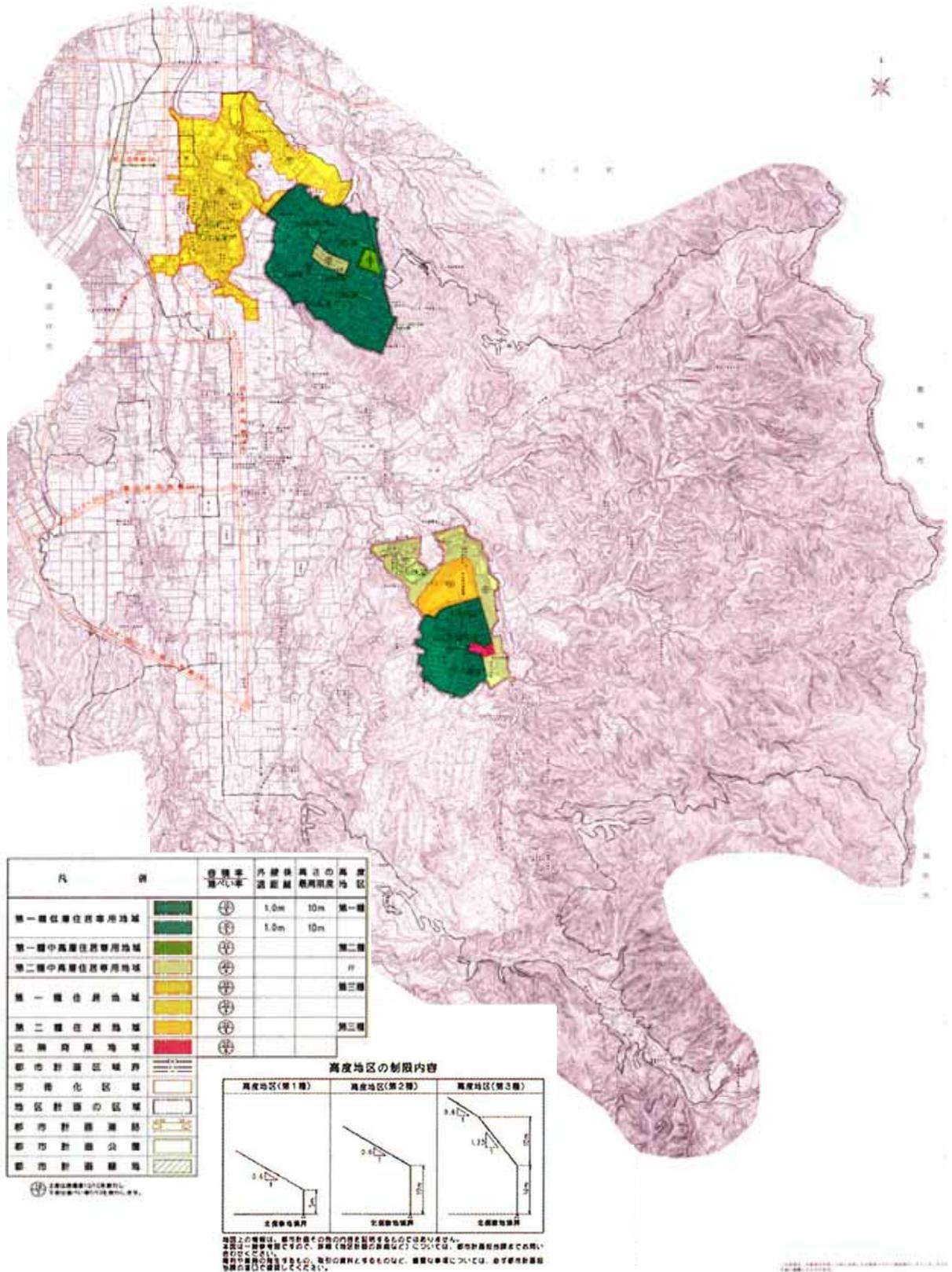


鈴美台二丁目南地区地区計画区域図



第1章 河南町の現況

都市計画図



1 - 4 まちづくりの主要課題

(1) 時代潮流からみた主要課題

都市再生・地域再生の取り組み

わが国は今後、少子高齢化の一層の進展が予測されています。また、都市計画においては人口増加を前提とした拡大・成長する都市化社会から、安定・成熟した都市型社会への転換が求められています。

地方では、中心市街地部の空洞化や商店街の衰退、空き店舗、空き家の増加、遊休農地の増加、コミュニティを維持できない限界集落など、各種の問題を抱えています。

このため、都市の外延化を抑制した求心力のある都市構造への転換や、慢性的な交通渋滞など都市への過重な負担の解消、安心して暮らせる都市の形成、持続発展可能な社会の実現、自然との共生などの取り組みが重要です。

産業構造の変化への対応

製造業においては、国際競争力の激化や米国に端を発した世界的な景気低迷の中で、既成市街地内の工場や工業団地等において遊休化が進んでいます。特に都市の中心となる企業においては、関連企業や地元雇用等を通じて地域経済との結びつきが強く、企業の転出に伴う商業施設や居住者の流出は、都市機能に大きな影響を及ぼします。

このため、既存企業の集積や新たな企業立地を誘導する一方、状況に応じて望ましい土地利用への転換を誘導することが課題となります。

安全な国土の形成

国土の安全の確保は、特に平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災以降、人々の生活や都市活動の前提として欠くことができない課題となっています。そして、都市づくりにおいては、密集市街地の改善や耐震・耐火建築物への誘導、緑化の促進など、防災、減災への配慮が必要となっています。さらに近年、台風・ゲリラ豪雨といった自然の変化がみられ、地域社会のあらゆるところで防災を心がけるとともに、被害を出さない、若しくは最小限に止める都市構造、地域構造の形成を図っていくことが課題となります。

誰もが安心、快適に暮らせる社会の実現

わが国では、障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが安心、快適に暮らし、個性や能力を発揮できる社会を実現するため、「どこでも、誰でも、自由に、使

第1章 河南町の現況

「いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みが進められています。これまでは、多数の利用者がある公共施設や旅客施設、商業・業務施設、福祉施設等において、段差の解消等バリアフリー整備が進められてきましたが、今後は、生活者が必要とするサービスの確保、施設間における連続した移動空間の確保、心のバリアフリー等ソフト面での充実、継続性のある取り組み等が課題となります。

総合的な環境対策の充実

生活の場である身近な地域から地球規模に至るまで、様々な環境問題が顕在化しています。

本町は、環境にやさしいまちづくりを目指して、エコアクション 21 を府内の市町村で初めての認証を取得しました。

今後とも、環境負荷の軽減と資源の再利用を促進し、資源やエネルギーの効率性を極力確保する循環型社会に対応した都市構造へ転換することが求められています。

まちづくりへの住民参加

まちづくり全般に対する住民のニーズが多様化する中、様々な分野で住民が行政に参画し、協働によるまちづくりが進められています。今後、まちづくりにおける住民や事業者・NPO団体等の役割は、各種事業・施策を進めていくうえで重要です。

(2) 河南町における都市づくり・地域づくりの主要課題

人口減少社会・少子高齢社会への対応

河南町の人口は、丘陵地における大規模住宅開発等により平成7～12年までの5年間で8%程度増加したものの、平成12年から17年にかけて5年間で増加は約1%となっています。

全国的にも人口が減少傾向に入り、まちづくりにおいては人口減少社会を踏まえた取り組みが求められています。

このため、長期的な展望を見据えつつ、高齢者などに配慮した住環境整備、若年層の定住促進、都市部と農村部の交流・協調・融和等を意識したまちづくりが求められます。

本格的な高齢社会に向けて、地域住民のニーズに配慮した公共公益施設の適性配置とユニバーサルデザインの促進などが重要な課題となります。

地域特性に応じた計画的な土地利用

町の全域 2,526ha が都市計画区域に指定され、北部の石川、大宝地区と中部の鈴美台、さくら坂地区が市街化区域(236ha) これ以外の区域は市街化調整区域(2,290ha)に指定されています。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地域コミュニティの維持、農地の荒廃等の諸問題が顕在化しています。

このため、緑豊かな自然景観や歴史文化資源等の保全と活用による交流やレクリエーションの創出を図るとともに、地域特性をいかした規制・誘導による計画的な土地利用をすすめる必要があります。

安全・安心な都市・地域の形成

本町は、比較的自然災害は少ない状況にありますが、葛城山系の裾野にあることから崖地等の土砂災害や地震などの自然災害に備え、住民の防災意識の啓発とあわせて、避難地等の防災機能の強化・充実が求められます。

美しい水と緑豊かな自然環境・景観の保全と活用

本町は、緑豊かな金剛葛城山系の自然環境に囲まれ、人々が身近に自然を感じられる、恵まれた条件にあります。かけがえの無い自然環境・景観を保全し、次世代に継承していくことが求められるとともに、優れた観光資源として、また、自然とふれあえるレクリエーション資源として積極的な活用が望まれます。

住民との協働によるまちづくりの促進

本町では、住民が主体となった教育・文化、防犯・防災、健全な子ども育成など様々な住民活動が行われており、今後、生活の場である地域コミュニティの活動が益々重要となります。

都市計画においても、土地利用等の誘導や公共施設の整備と維持・管理など、様々な場面において住民との協働によるまちづくり方策が重要となります。

このため、まちづくりに対する地域住民の意識の向上と、行政がこれを積極的に支援していくことが必要となります。

第1章 河南町の現況

(3) 住民意向調査結果からみた主要課題

河南町のまちづくり(都市基盤)満足度等からの課題

都市基盤“上・下水道の整備状況”、“道路の整備状況”では、「満足」「やや満足」の選択が多く、“交通安全対策”、“危険箇所の安全対策”では「やや不満足」「不満足」の選択がおおくなっています。このため、交通安全や防災面での一層の取り組みが必要です。

河南町の望ましい将来像からみた課題

“災害・犯罪のない安全なまち”、“生活環境が整った快適な住宅のまち”、“すべての人が安心して暮らせる福祉のまち”が多くなっています。そのほか、“豊かな自然環境が恵まれた田園のまち”、“安心して子どもを産み、育てられる、子育て支援が充実したまち”の順となっています。このため、安全で安心して暮らせる快適な住民生活への対応や地域づくりを積極的に進めていくことが課題となります。

将来めざすべき土地利用のあり方からみた課題

“自然や緑を保全・育成する地域”が最も多く、次いで“住宅のほか、大きな店舗や飲食店などが建てられる地域”、“戸建て住宅を中心とした地域”の順となっています。

このため、各地域の特性を考慮し良好な環境を保全する土地利用を図る必要があります。

第2章 河南町の将来像

2 - 1 まちづくりの将来像と理念・目標

まちづくりの主要課題や上位計画における位置づけ、住民意向において示された望まれる将来像や、広域における本町に期待される役割等などから、まちづくりの将来像と基本理念・目標を次のように設定します。

まちづくりの将来像

豊かなみどりと文化に囲まれて 安全・快適にすごせるまち

まちづくりの基本理念

豊かなみどりと文化の中で地域住民との協働により安全で快適な利便性の高いまちとして、住みやすく、働きやすく、学びやすく、にぎわいと魅力にあふれた、元気で活力あるまちとして発展することが期待されます。

第2章 河南町の将来像

まちづくりの目標

安全で安心して暮らせるまち

集落の密集地などにおいては、不燃化・耐震化の促進や避難路の確保、山地などにおける自然災害への対応など災害に強いまちづくりを進めるとともに、バリアフリーに配慮したまちづくりを進め高齢者や障害者にやさしいまちをめざします。

都市基盤が整備されたまち

中心地区や拠点地区におけるにぎわいのある都市空間を創出し、道路などの都市基盤整備の充実とともに、環境にやさしい快適なまちづくりをめざします。

活力ある産業基盤が整備されたまち

主要産業である農業の振興を進めるとともに、国道309号など広域幹線道路整備の進展や広域交通網である南阪和道路に近接していることなどの優位性を活かした産業の誘致などにより、若者の働く場所や就業しやすい環境が整い、より豊かな生活がおくれるまちづくりをめざします。

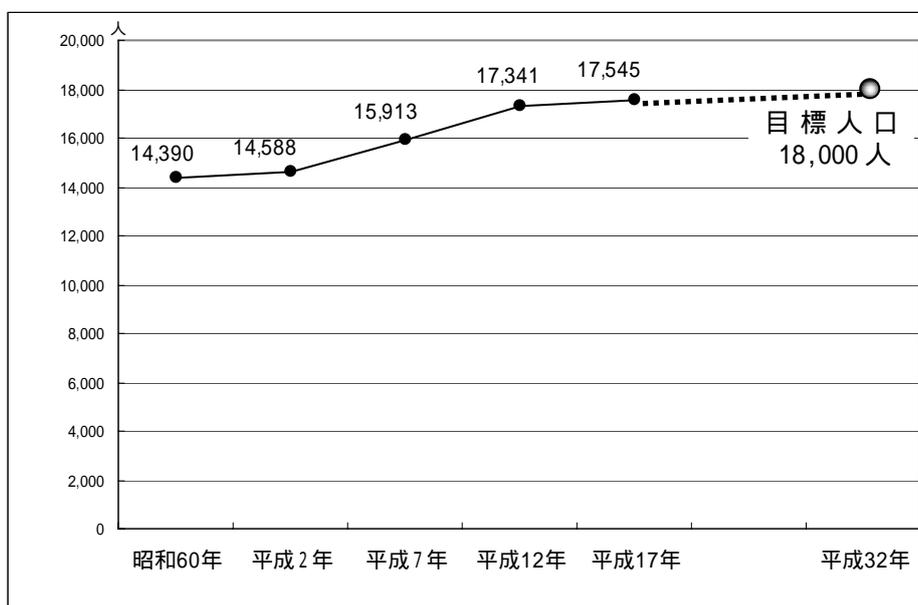
住民協働をすすめるまち

全ての住民が協働して、河南町のもつ地域固有の歴史や文化などの資源を活用し、人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など環境にやさしい取り組みを推進し、住民の誰もが良好な環境のなかで快適な生活をおくることのできるまちづくりをめざします。

2 - 2 人口フレーム

今日の社会経済情勢、少子高齢化社会のなかで、本町の社会、経済、文化などのストックをいかしつつ、都市的な生活の実現と子育て、教育、文化施策など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、魅力ある河南町として人口定着に努めていくこととし、平成32年（2020年）の目標人口を、総合計画で示された18,000人とします。

人口の推移と目標人口



第2章 河南町の将来像

2 - 3 将来都市構造

国道309号は、バイパス(大阪千早線)が中地区まで開通し、今後も町南部への延伸が予定されているなど、きわめて重要な動線となっています。

土地利用は、東部は山林が占め、農地、水面を加えて緑地系が4分の3を占めていますが、丘陵地において住宅団地が形成され、広範囲に既存の集落地が点在しています。

このような地形的な特性を踏まえて、将来都市構造は、土地利用の基本的な枠組みを示す“ゾーニング”と、他地域や都市拠点等を有機的に結ぶ“都市軸”で構成し、将来のまちの骨格を明らかにします。

(1) ゾーニング

学術文化居住ゾーン

大阪芸術大学とその周辺地域一帯を学術文化居住ゾーンと位置づけ、優れた住環境を創出するとともに、学術、文化、交流のゾーンとします。

既成市街地において、都市基盤の整備などにより快適な住環境の整備を進めるとともに、広域連携軸沿道においては、沿道サービスの立地など住民の生活利便性の向上に努めます。

また、周辺の農地については、都市的な土地利用との調和を図りつつ、農業振興のため優良な農地の保全に努めます。

田園居住ゾーン

都市近郊型農業を中心とした農地が広がる農空間や集落地を中心とした地域、丘陵部に広がる新市街地などを田園居住ゾーンと位置づけ、自然や農業と住民生活が調和したゾーン形成を図ります。

役場周辺においては、公共施設の再編を推し進め、社会情勢や住民ニーズに対応するとともに、生活利便施設や公共公益施設の集積、安全で安心して暮らせるまちづくりの拠点整備など、町の中心地区を形成していきます。

農業を通じた地域間交流を図るため、農業の生産性向上のための農業基盤整備を進めるとともに、農産物のブランド化に取り組みます。山間部の田園風景などは、貴重な景観として保全に努めます。

集落地においては、公共下水道などの整備を推進し、自然や農業と調和を図りつつ、生

活環境基盤を充実するとともに、新市街地については、優れた住環境の保全に努めます。

また、広域連携軸の沿道においては、そのポテンシャルをいかし、地域経済の活性化につながる土地利用を推進するとともに、土取り跡地などの低未利用地については、自然環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

自然環境保全・活用ゾーン

金剛・葛城山脈に連なる森林と丘陵部を、みどり豊かな資源、レクリエーション施設などが立地する自然環境保全・活用ゾーンと位置づけ、自然環境の保全と活用を図ります。

みどり豊かな森林は、その自然環境の保全に努めます。また、豊かな自然や歴史的環境をいかしたレクリエーション施設の活用を図り、憩いの場の提供と都市住民との交流を図れる土地利用を進めます。

(2) 拠点形成

学術文化交流拠点

大阪芸術大学を本町における学術文化の中心として、町内外への多様な情報発信の拠点とします。

また、地域住民と大阪芸術大学との交流の輪を広げ、町北部の拠点として、生活環境の充実や生活利便性の向上に努めます。

町中心地区

町役場を中心として、生活利便や安全で安心して暮らしていくための行政・文化をはじめ各種施設の集積を図り、行政機能などの中心地区を形成していきます。

産業交流拠点

広域連携軸の結節点付近を中心として、商業施設の集積などの都市機能の充実を図るとともに、新たな町のブランドを創出する拠点整備を進めます。

また、町南部の拠点として、地域産業との融合を図りつつ、産業振興と都市住民との交流を促進します。

第2章 河南町の将来像

歴史文化拠点

古墳時代をメインとした近つ飛鳥博物館(近つ飛鳥風土記の丘)が立地しており、歴史文化特性をいかしたまちづくりのための拠点形成を図ります。

観光レクリエーション拠点

ゴルフ場や弘川寺歴史と文化の森などの一帯は、本町の豊かな自然や歴史的環境をいかした観光レクリエーション拠点として位置づけ、都市住民との交流を図る拠点を形成していきます。

(3) 都市(連携)軸

広域連携軸

広域的な連携軸として、国道及び主要地方道によるまちづくりの骨格形成を図るため、国道309号や主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線などの広域的な機能の充実に努めます。

また、大阪市中心部や関西国際空港などと接続し、まちの発展の源となる高規格幹線道路や新しい交通システムを検討し、広域的な交通網の整備を促進します。

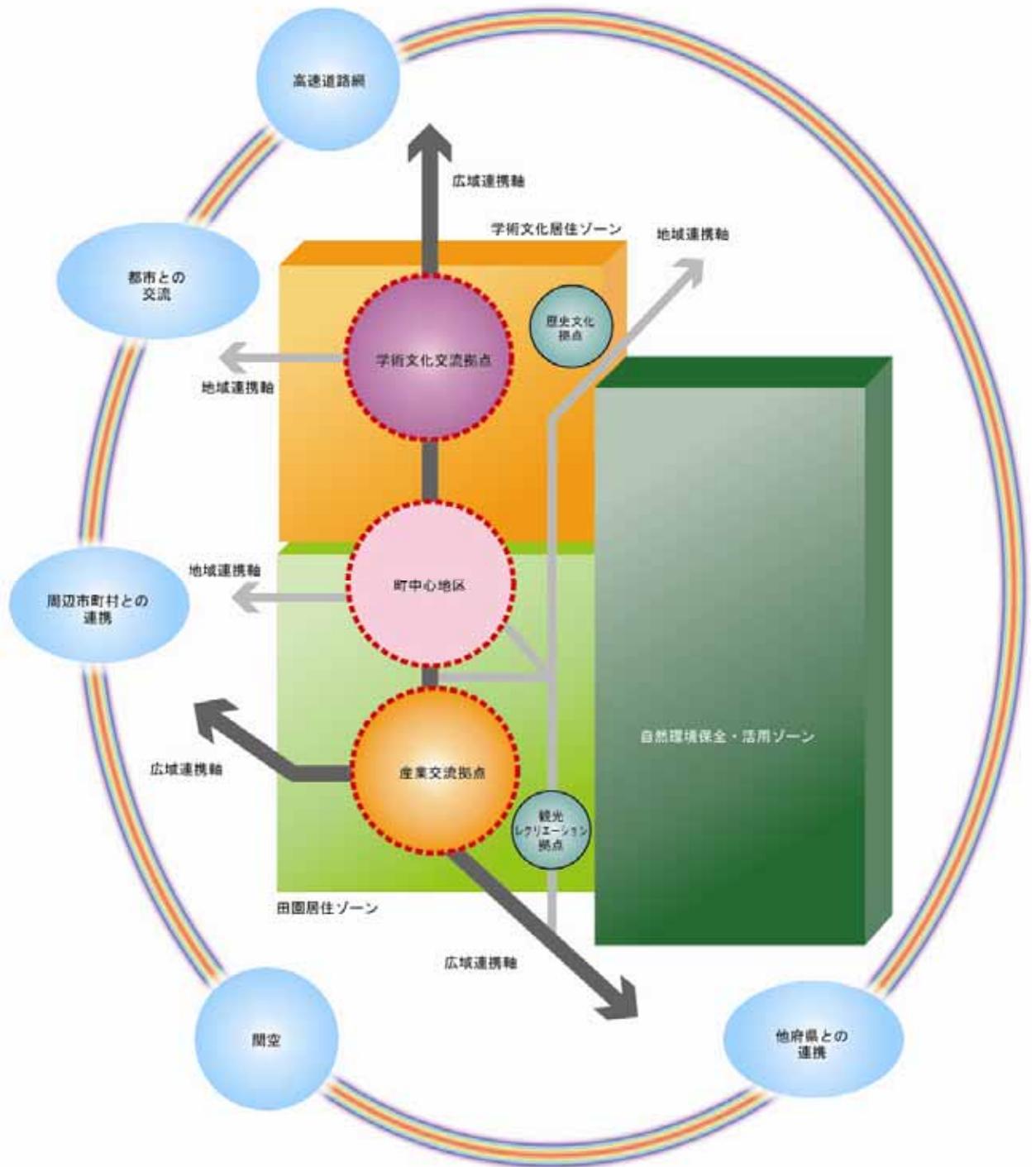
地域連携軸

まちづくりの骨格となる広域連携軸を取り巻く補助的な役割を担い、町内の各拠点や集落などを結ぶ道路を地域連携軸と位置づけます。

本町の豊かな自然や歴史、産業などの地域資源をいかした各拠点の整備を進めるとともに、地域住民の日常生活の利便性やアクセスの向上を図ります。

また、連携軸の結節点においては、交流のためのにぎわいある空間を形成していきます。

将来都市構造



第3章 都市づくりの方針

3 - 1 土地利用の全体方針

上位計画や本町の将来都市像を踏まえ、土地利用の方向を整理します。

安全で快適な土地利用の実現のために

安心で安全な住民生活の確保を目指し、災害に強いまちづくりを進めます。
道路や公園などの都市基盤の充実による、質の高い良好な住宅地の形成を図ります。
公共交通の充実により、住民の利便性の向上を図ります。
快適な住民生活を確保するため、住宅や産業などの用途の純化を図るとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。
住民と町がパートナーシップを築き、持続的に発展・改善できる協働のまちづくりを推進します。

豊かな自然環境の保全と市街地環境が調和した土地利用の実現のために

町内に点在する歴史文化資源の保全とその利活用を図ります。
景観の基軸となる葛城山系の自然環境の保全を図ります。
豊かな自然環境と調和した市街地の景観整備を進めます。

地域の特性をいかしたバランスのとれた土地利用の実現のために

広域交通体系と連携した都市機能の集積を図り、産業の活性化、生活環境の向上を図ります。
住民生活の向上のため都市基盤整備を推進し、快適な住宅地の整備(一部は再整備)と個性豊かな魅力ある地域整備を推進します。

第3章 都市づくりの方針

3 - 2 土地利用方針

自然的土地利用である葛城山麓の山林や農地は、水源かん養機能、レクリエーション・景観形成機能や生産基盤としての機能を持っており、本町の貴重な資源であることから、その保全を基本として土地利用を図ります。

また、都市的土地利用は、合理的な利用を図り、効率的な各種の都市機能を配置し、ゆとりとうるおいのある居住環境の向上のための有効利用を図ります。なお、市街化調整区域における都市的土地利用への転換は、良好な環境を確保することを前提に関係機関との調整の上、地区計画制度の活用により進めることとします。

都市的土地利用

(1) 市街地

既成市街地

丘陵部に形成された住居専用地については、良好な居住環境を備えており、今後もその環境を引き続き保全し、計画的な住宅地の形成を図ります。

また、一般住宅地については、細街路網等の整備を進めながら、住居系の土地利用の推進に努めます。

新市街地

役場周辺地区は、公共・公益施設が集約しており、施設間の有機的ネットワークの形成を図るとともに、にぎわいのあるシビックゾーンの形成を図ります。

国道309号沿道は沿道型商業施設等の集積を図り、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を図ります。

現行市街化区域に隣接した区域については、周辺と調和した土地利用への誘導を図ります。

(2) 土地利用展開地

丘陵部の土取り跡地等の低未利用地については、周辺環境との調和を図りながら、適正な土地利用の誘導に努めます。

都市的土地利用の適地にあっては、職、住、遊の複合機能が発揮でき、都市基盤整

備など地域振興につながる土地利用の誘導に努めます。

(3) 集落地

市街化調整区域内に点在する集落地については、営農環境の向上を図りつつ、定住魅力ある田園型の住環境をめざします。

自然系土地利用

(1) 農地

大都市近郊農業区域として、農業振興地域整備計画に基づき基盤整備を図り、生産性の向上を図ります。

(2) 自然緑地

自然保護、水源かん養などの観点から、森林の保全を基本としつつ一部地域については、森林と融合した形でのレクリエーション機能の配置も可能なゆとりあるゾーンとします。

(3) 自然レクリエーション地

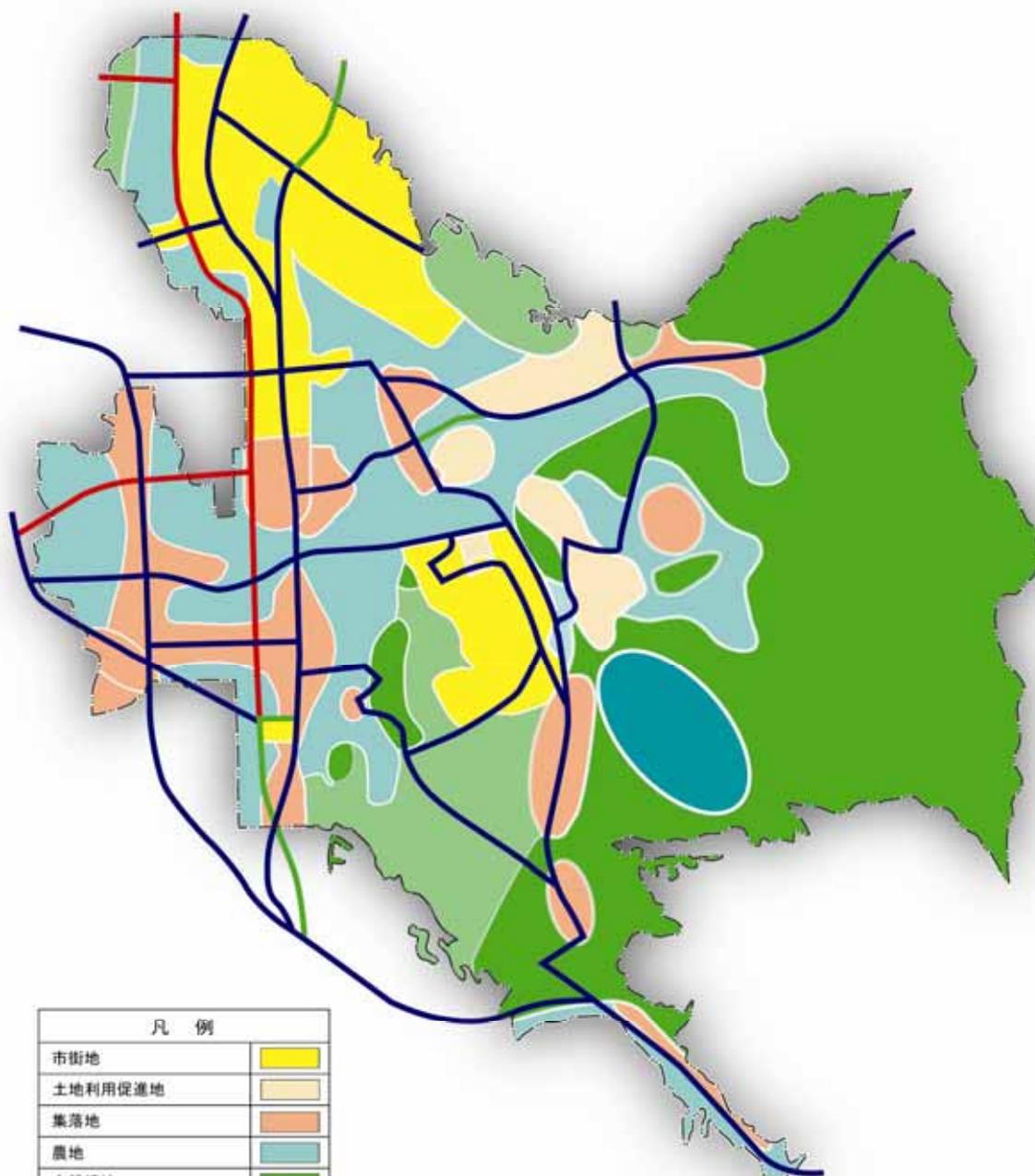
「弘川寺歴史と文化の森」については、「自然レクリエーション地」として位置づけ、施設の利活用を促進します。

(4) レクリエーション地

近つ飛鳥風土記の丘、石川河川公園、ゴルフ場などは、広域的なレクリエーション空間として位置づけ、人と自然の共生をめざします。

第3章 都市づくりの方針

土地利用構想図



凡 例	
市街地	
土地利用促進地	
集落地	
農地	
自然緑地	
自然レクリエーション地	
レクリエーション地	
都市計画道路	
国道・府道・主な町道	
国道・府道・主な町道（計画）	

3 - 3 都市基盤施設等の整備方針

(1) 道路交通

1 道路

本町の交通利便性を高めるため、都市計画道路や国道、府道の整備促進等により、本町と隣接する市町村、あるいは大阪方面へとつながる幹線道路網の充実をめざすとともに、市街地内及び集落地内における道路整備の計画的な推進により、町域内の道路網の充実をめざします。

また、住民等の通勤・通学等日常生活の交通利便性の向上を図るため、公共交通手段の充実をめざします。

道路整備計画の策定

中長期の道路整備計画を策定し、これに基づく計画的、効率的な道路整備の推進に努めます。

都市計画道路等の整備

都市計画道路については、現在、整備が進められている大阪千早線の整備促進に努めるとともに、広域幹線道路として中央部を南北に縦走する柏原赤阪線をはじめ、狭山河南線、富田林河南線について、近隣自治体と協力しながら、早期事業化を促進します。また、国、府、近隣自治体などと連携を強化し、南河内地域の高規格幹線道路の実現を目指します。

国道・府道の整備

広域的な幹線道路として、都市計画道路大阪千早線を含めた国道 309 号（河南赤阪バイパス）の整備を促進するとともに、南阪奈道路方面につながる主要地方道富田林太子線（山城バイパス）の延伸整備を促進します。

また、府道上河内富田林線（下河内～上河内）の拡幅整備を促進します。

町道等の整備

住民の日常生活の利便性の向上や行政サービスの効率化などを図るため、寛弘寺竹ノ内線等の整備を図ります。

第3章 都市づくりの方針

市街地や集落地については、地域間のバランスや緊急性などを考慮し、順次計画的な道路整備に努めます。特に狭隘道路については、建築行為時に道路中心線からの後退による整備を検討します。

丘陵部における複合機能が発揮できる土地利用を促進するため、周辺の集落地等と連携した骨格的な道路網の整備を検討します。

道路の適正な維持管理

本町は町域が広く路線が相当数に及ぶため、道路整備にあたっては、維持管理のしやすさに配慮するとともに、住民の協力も含めた効率的な方策を検討しつつ、道路の適正な維持管理に努めます。

交通安全施設等の整備

主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線など幹線道路について、歩行者等の安全性を確保するため、大阪府との連携を図りながら、歩道整備等を進めていきます。

また、道路照明灯や信号機などの設置を関係機関との連携のもと、引き続き行っていきます。

2 公共交通

民営バス交通の充実

幹線道路網の整備状況や市街化動向などにあわせて、路線バスの運行回数やルートの実績などを、関係機関に要望します。

交通手段の充実

幹線道路網の整備状況や市街化動向などにあわせて、路線バスの運行回数やルートの実績などを関係機関に要望するとともに、各地域と公共施設を結ぶ交通手段の充実を検討します。

幹線道路整備方針図



第3章 都市づくりの方針

(2) 公園・緑地

本町には、金剛生駒紀泉国定公園等に指定された山林をはじめ、農地、河川、集落地等を取り巻く樹林地、歴史的資源といったみどりが広く分布しています。

これらをいかし、住民の生活にやすらぎとうるおいを与えるまちづくりをめざすため、空間的な広がりをもつみどりや歴史的環境を創出するみどり等を保全するとともに、特徴的なみどりを活用した拠点づくり、市街地及びその周辺におけるみどりの確保、創出を図り、みどり豊かな環境づくりを進めます。

自然緑地の保全

金剛葛城山系の自然緑地の保全に努めるとともに、これらを活用した遊歩道などの自然とふれあえる施設の充実に努めます。

都市公園等の整備・確保

広域緑地である石川河川公園の整備を促進します。

既成市街地内の公園・緑地の維持、保全に努めるとともに、人口規模や誘致距離などを考慮し、公園の適正な配置を検討します。

住宅地開発等にあたっては、公園・緑地の適正な配置を誘導するとともに、周辺的环境との調和に配慮します。また、住宅地以外の大規模な土地利用が行われるにあたっては、良好な緑地の確保を促進します。

地域特性をいかした公園等の活用

本町を特徴づけている近つ飛鳥風土記の丘については、歴史文化の拠点として有効な活用策を検討します。

弘川寺歴史と文化の森や史跡金山古墳公園、寛弘寺古墳公園などについては、利用促進に努めます。また、各地域においては、住民の憩いの場となっている施設などについて、保全、充実に努めます。

身近な公園・広場の確保

身近な遊び場等の広場として、ちびっこ老人憩いの広場の確保を引き続き行っていくとともに、ポケットパークなどの整備を検討します。

平石地区においては、中山間地域総合整備事業により農村公園の整備を図ります。

歩行者系道路によるネットワーク

ダイヤモンドトレールや河内ふるさとの道、自然と歴史の散歩道などとの連携を図りながら、河川や古墳等の豊かな自然環境や歴史的資源などをいかし、住民等が気軽に散策できる道筋の充実に努めます。

その他の緑地の確保

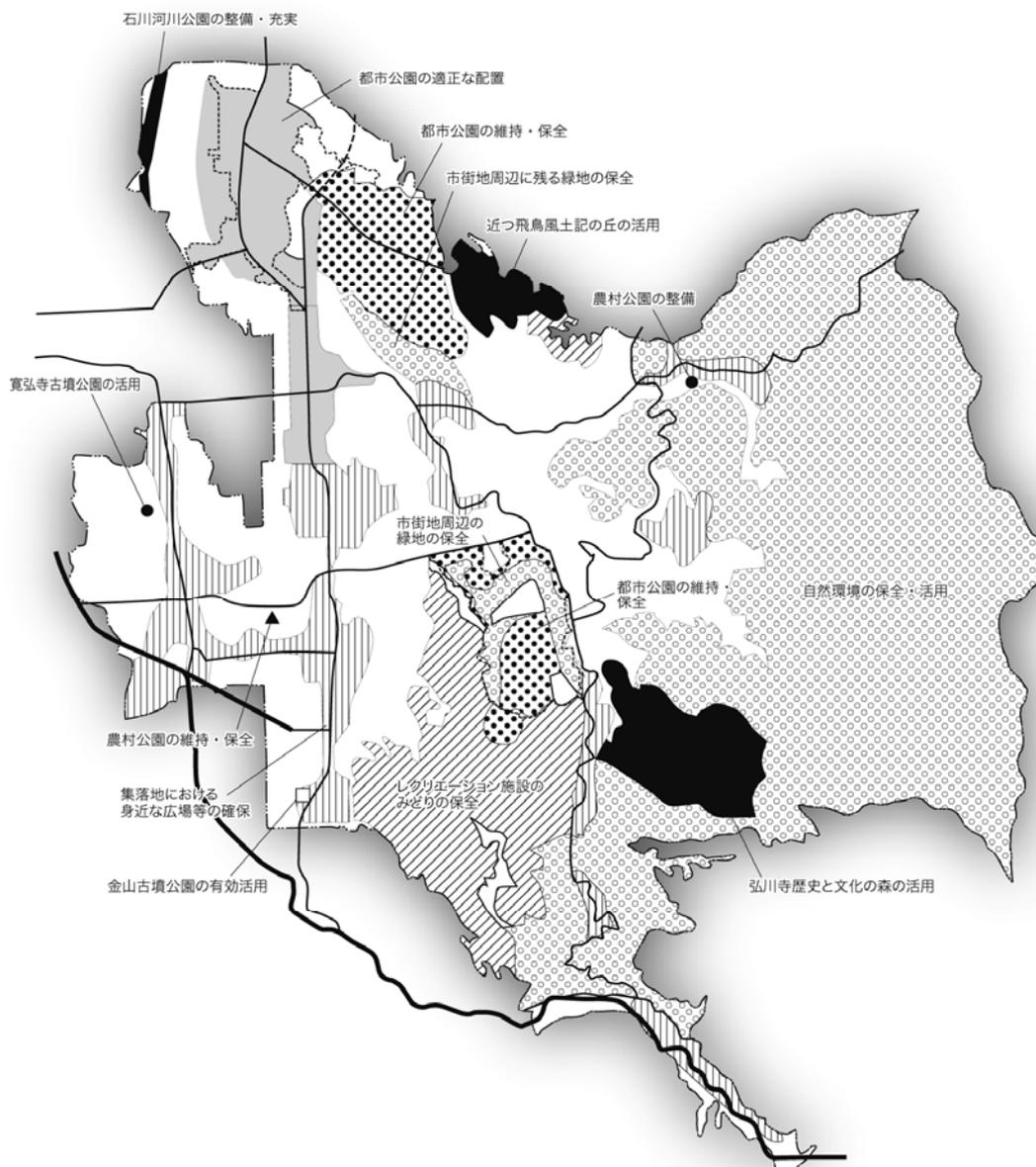
住民が身近に感じ、生活環境を向上させる緑地として重要な役割を担っている社寺境内地や河川等の水辺空間、優良な農地などのみどりの保全、庁舎や学校等の公共公益施設の植栽等の充実に努めるとともに、民間施設等の緑化を促進します。

都市公園の整備方針

種 別		整備方針の概要
住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離の標準を 250m とし 1 箇所あたりの敷地面積は 0.25ha を標準として配置
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離の標準を 500m とし、1 箇所あたりの敷地面積は 2 ha を標準として配置
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離の標準を 1 km とし 1 箇所あたりの敷地面積は 4 ha を標準として配置
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10 ~ 50ha を標準として配置
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15 ~ 75ha を標準として配置
その他の公園		史跡などを活用した特殊公園を計画的に整備

第3章 都市づくりの方針

公園・緑地等整備方針図



(3) 上水道の整備方針

将来の水需要や災害などに対応できる水道施設の計画的な整備を図るとともに、簡易水道の適正な維持管理に努めながら、安全で良質な水の安定供給をめざします。

水源の確保

今後の人口増や市街化の進捗状況に対応し、将来にわたる安定給水を行っていくため、計画的な府営水の受水に努めるとともに、自己水の枯渇に対応し、井戸の改修などによる自己水源の確保に努めます。

施設の増強・整備

今後の市街化動向を見極めながら、主要な送・配水管の耐震化を図りつつ、受水系統の複数化や送・配水施設などの増強、整備に努めます。

また、老朽化した配水管については、計画的に布設替えを行っていきます。

経営の安定化

安定した給水を確保し、サービスの向上を図りながら、ハンディターミナルシステムの導入、適正な料金制度の確立などにより、水道業務システムの全般的な見直しを行っていきます。

漏水防止対策

水資源の有効利用を図るため、定期的に配水管漏水調査を実施し、修理に努めるなど、有収率の一層の向上に取り組みます。

簡易水道老朽管等の更新

簡易水道施設の老朽化に対応するため、年次的な布設替えなどに努めます。

災害への対応

災害時の給水への影響を最小限に抑えられる施設や応急給水体制などを検討します。また、震災等の災害時の飲料水を確保するため、配水池に緊急遮断弁などを設置し、ライフラインとしての機能強化に努めます。

第3章 都市づくりの方針

(4) 下水道

住民が健やかで快適な生活を営むうえで不可欠な生活雑排水の処理やトイレの水洗化の促進、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進などにより、町内全戸を対象とした適正な下水処理をめざします。

公共下水道の整備促進

河南町下水道基本計画に基づき、公共下水道整備を計画的に推進します。

また、浸水の防除を図るため、汚水の整備状況にあわせて、雨水整備を推進します。

公共下水道の維持管理

公共下水道管渠やポンプ施設などの施設能力を保つため、適切な維持管理、改修に努めます。また、供用開始された区域については、水洗便所改造資金助成制度により助成金の交付、融資のあっ旋などを行うとともに、広報活動などの充実により、水洗化を促進します。

今後とも、受益者負担金や下水道使用料に対する理解を求めつつ、経営の安定化を図ります。

その他の汚水整備の推進

下水道の計画区域外の地区については、引き続き合併処理浄化槽設置整備事業の促進に努めます。

(5) 河川

河川は、雨水を集め、速やかに下流部に流す役割を果たすとともに、いきものの生息する空間でもあり、かつ、生活へのうるおいを与えるものでもあります。このようなことから、住民が水辺に親しみ、生き物にやさしい河川空間の形成に配慮しながら、治水、利水機能の向上をめざします。

河川改修・維持管理

一級河川梅川、準用河川天満川などの改修を進めるとともに、排水流出抑制対策を講じ、総合的な治水対策を進めます。また浚渫等の維持管理につとめます。

親水空間等の整備

水辺空間の整備や住民との協働による維持管理などにより親しまれる「川づくり」を進めるとともに、河川の自然環境の保全とレクリエーション空間としての活用を図ります。

(6) その他の公共施設の整備方針

町内の各地域における将来人口や、市街地等の形態の変化に即し、バランスのとれた公共施設の整備を図ります。

第3章 都市づくりの方針

3 - 4 住環境の整備方針

(1) 都市防災等

住民の生命及び財産を災害から保護するため、震災や火災への対応を図り、必要な施設や体制整備を図るとともに、自然災害対策を進め、災害に強いまちづくりをめざします。

消防

多種多様化する火災や事故に対応するため、消防本部を核とした消防救急体制の充実に努めるとともに、消防施設や資機材の充実に努めます。

また、消防水利の整備、充実に努めるとともに、緊急時の消防水利としてため池の活用を図ります。

主要な公共公益施設の耐震化、不燃化

主要な公共施設の耐震化、不燃化を検討するとともに、多数の人が利用する民間施設についても、建築物の耐震化、不燃化の促進に努めます。

防災拠点、避難路等の確保

中学校第2運動場、町民体育館、町防災資材倉庫を防災拠点施設として、防災資機材の備蓄機能、防災知識の普及・啓発あるいは防災訓練として利用するなど多目的な機能を持たせるとともに、災害時にはヘリポート、物資集積地、広域応援部隊の受入れや活動拠点等として活用を図ります。

災害時に対応できる備蓄倉庫を各所に分散配置したり、拠点となる防災公園の整備を図ります。

また、避難路として重要な機能を担う主要な道路の歩道設置等に努めます。身近な避難地となる公園、広場や避難所となる公民館、集会所等については、防災機能の充実に努めるとともに、これらを結ぶ避難路の安全対策を図ります。

市街地や集落地においては、延焼防止機能や避難路としての機能の充実に努めるため、狭隘道路の拡幅整備に努めます。

砂防事業などの推進

土砂災害などを未然に防止するため、砂防指定地や土石流危険渓流域については、砂防

ダム等の整備促進に努めます。

また、無秩序な土砂採取を抑制するとともに、土砂採取事業に起因する土砂災害を防止するため、事業者に対する監視や指導の充実に努めます。

山林の保水機能等を維持するため、山林の維持管理に対する支援について検討するとともに、崖崩れ等の恐れのある箇所については、必要な防災措置を講じるなど、自然災害への対策を進めます。

(2) 住環境

計画的に道路、公園、下水道等の基盤整備を進めるとともに、地区特性に応じ、地区計画や建築協定等の住環境整備手法の適用を検討し、快適でうるおいのある住環境の形成をめざします。

市街地の住環境

既成市街地及び新市街地については、計画的に道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備を行うとともに、良好な住宅建設を促進します。

また、地区計画制度や建築協定等の活用により、地区特性に応じた定住魅力ある良好な住環境の整備に努めます。

集落地の住環境

集落地においては、周辺の農地や自然環境と調和した現在の良好な環境が維持されるよう努めるとともに、道路や排水路などの生活基盤整備の充実に進めながら、住環境の向上を図ります。また、良好なまちづくりの推進のため、地区計画制度等の活用について検討します。

第3章 都市づくりの方針

(3) 景観

山林の豊かな自然景観や、市街地周辺における自然景観や歴史景観、市街地景観などについて、大阪府景観条例などを基本とした施策の展開を図り、河南町らしい個性とuringおいのある景観の保全・形成をめざします。

自然景観の保全

本町は、豊かな自然環境が残され、数多くの歴史的・文化的資源があります。これら多彩な地域資源のネットワーク化により特徴あるまちの景観を創出します。

西部や中央部に広がる農地、東部の山地など本町の地形構造を基盤とした眺望景観を都市景観の骨格と位置づけ、都市景観形成の面的な展開を図ります。

本町の豊かな自然景観を形成し、市街地からの遠景となっている金剛・葛城山系の自然景観の保全に努めるとともに、近景を構成している近つ飛鳥風土記の丘や市街地の周辺に残る斜面地などの緑の保全に努めます。

国定公園や近郊緑地保全区域に指定されていない山麓部においては、緑地景観の保全施策を検討します。

丘陵部の土取り跡地等については、周辺の良い自然景観との調和を図るため、緑化復元の促進に努めます。

郷土景観等の保全・形成

歴史的風土の特性を有している高貴寺、弘川寺、平石城跡については、金剛・葛城山系との一体的な保全と景観の形成に努めます。

本町の歴史的なシンボルとして、史跡金山古墳公園や寛弘寺古墳公園の利活用を推進するとともに、良好な歴史景観の保全、形成に努めます。

本町の基幹産業である農業を通じて守られてきた良好な田園景観を有している農地については、農業振興を図りながら保全に努めるとともに、新たな郷土景観の形成を図ります。

市街地景観等の保全・形成

市街地の景観要素として重要な都市公園の保全、整備を進めます。

また、地区計画制度等の活用により、周辺の景観と調和した緑豊かで落ち着いた景観の保全、形成に努めます。

集落地については、趣のある田園風景を構成する重要な要素であり、集落環境の整備にあたり、景観形成に配慮します。また、魅力的な道路空間の創出を図るため、住民の理解と協力のもとに建築物等の美観誘導、屋外広告物の規制等に努めます。

モデル景観づくり

公共施設の整備にあたっては、民間の景観形成のモデルとなるよう、周辺的环境と調和した景観の創出に努めます。また、大阪芸術大学のあるまちとして、まちなみに芸術、文化を演出する施策の実施に努めます。

類型別都市景観形成方針

景観類型		景観形成のための方策
自然的 景観	眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとしての葛城山麓の保全 ・丘陵地からのパノラマ景観の確保 ・山麓部における緑地の保全と修復
	緑地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全区域の自然緑地の保全 ・石川河川緑地の保全と整備 ・都市公園などの施設緑地の整備
	田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・農地と農村集落の保全と整備
市街地 等 景観	交通軸景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある歩道空間の確保や修景誘導、沿道緑化などによる安全で快適な道路空間の整備 ・道路沿道と調和した秩序ある交通施設景観の形成
	シンボル景観	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点や都市軸などにおける地域の顔づくり
	住宅景観	<ul style="list-style-type: none"> ・うるおいのある住宅地景観の形成 ・旧集落地における路地裏の界限性を復元
	産業景観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和したうるおいのある工業景観の形成 ・秩序と賑わいのある商業景観の形成
	シビック景観	<ul style="list-style-type: none"> ・都市デザインの先導的な役割を果たす公共建築物の景観整備
歴史的景観 (時代的景観)		<ul style="list-style-type: none"> ・近つ飛鳥風土記の丘など文化財を中心とした古墳時代の歴史的・文化的資源の保全・活用 ・町内に点在する文化資源などをサインなどにより誘導し散策ルートで結んだ魅力あるふるさと道の整備

第4章 市街地整備及び住民参加

4 - 1 市街地整備

将来都市構造で示した町の骨格形成を図るため、既成市街地の都市基盤施設の充実を図るとともに、新たな市街地の形成にあたっては、適正な地域整備手法を用いた良好な市街地整備に努めます。また、多様な機能を具備した市街地整備を進め、町の秩序と均衡のある発展をめざします。

既成市街地の整備

既成市街地については、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の充実を図りつつ、適正な土地利用の誘導を行い、住環境の改善と良質な住宅供給の促進に努めるとともに、地区計画制度等の活用により良好な市街地の形成に努めます。

新市街地の整備

新たな市街化にあたっては、地区計画制度の導入等により、周辺市街地と一体となった計画的な市街地の形成に努めます。

第4章 市街地整備及び住民参加

4 - 2 住民参加のまちづくり

近年、身近な環境問題などを対象とした住民活動が活発になってきていますが、まちづくりを円滑に推進していくための住民の役割には大きなものがあります。将来像実現にあたっては、住民と行政が一体となって取り組むことが重要であることから、住民意向の反映に十分努めながら、住民主体のまちづくりをめざします。

住民参加のまちづくりの支援

ア) 住民の協力

住民の協力を得ながら生活道路の拡幅整備を進め、公園・緑地の適正な維持管理が進められるよう、ボランティア活動を促進するなど、都市基盤施設の整備にあたっては、住民と行政が連携して取り組んでいきます。

イ) 住民主体の環境づくり

本町には、豊かな自然環境などがあるものの、市街地内においては、緑の水準の向上が求められます。よって、住民主体による市街地緑化及び自然環境保全のための活動に対する情報提供などの支援に努めます。

ウ) 住民参加の体制づくり等

身近な環境問題などを対象とした地域のまちづくりに取り組む組織の育成を図ります。

市街地整備や住環境の保全、形成にあたっては、地区計画制度の導入、建築協定及び緑化協定等のルールづくりなどに向けて、地区の実情に応じた支援策の充実に努めます。

住民参加型のまちづくりの手法

住民参加型のまちづくりの手法として、地区計画や建築協定、緑化協定を活用し、地区の特性や実状に応じた住民主体の身近なまちづくりを進めていきます。